

第3次紫波町男女共同参画推進計画

令和6年3月

 紫波町

【目次】

第1章 計画策定の趣旨・背景

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 男女共同参画に関する社会情勢、国や県、町の取組 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 目指す将来像 4
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 4
- 4 基本方針及び重点項目の体系 4
- 5 計画のイメージ 7

第3章 計画の推進

1 施策の展開

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 8
- ② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進 10
- ③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり 11

基本方針Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します

- ① 働きやすい職場環境づくり 14
- ② 女性の活動・起業への支援 16
- ③ 農林業・自営業におけるパートナーシップ 18

基本方針Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます

- ① 地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実 20
- ② 女性へのあらゆる暴力の根絶 22
- ③ 生涯を通じた女性の健康づくり支援 24

基本方針Ⅳ 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります

- ① 男女平等に関する普及啓発・教育の推進 26
- ② 固定的性別役割（意識）の解消と慣行の見直し 28
- ③ 性の多様性に関する理解の増進・支援 30

2 推進体制と進行管理 32

3 目指す項目と目指そう値 33

資料編

- ・男女共同参画社会基本法 36
- ・岩手県男女共同参画推進条例 42
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 48
- ・紫波町男女共同参画推進委員会設置要綱 61
- ・紫波町男女共同参画推進委員会（計画策定委員） 62
- ・男女共同参画社会づくりのための意識調査 63
- ・第2次計画 目指す項目・目指そう値達成状況 90
- ・計画策定の経過 91

第1章 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

町は、平成 16(2004)年に、「第1次紫波町男女共同参画推進計画(以下「第1次推進計画」とします。)」を策定し、その趣旨や成果を引き継ぐ形で「第2次紫波町男女共同参画推進計画(以下「第2次推進計画」とします。)」を平成 26(2014)年に策定しました。第2次推進計画では、「男女(ひととひと)がお互いの意思と立場を尊重しながら自立し、支え合い、いきいきと暮らすため、すべての住民が男女共同参画の意義を理解し、行動する社会」を目指し、4つの基本方針を掲げ、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

これまでの取組により、「男は仕事、女は家庭」といった性別により役割を固定する考え方に同感できないとする人の割合が増加するなど、人々の意識に男女平等の意識が根付き始め、男女共同参画社会の実現に近づきつつあります。一方で目標として掲げた 29 の目指す項目のうち、令和4(2022)年度までに目指す値を達成することができた項目は、わずか5項目にとどまりました。特に、法定審議会や防災会議等の女性委員の割合が低く、政策や方針の決定過程で男女の意見が平等に反映されづらい状態にあります。

このほか、令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下「LGBT 理解増進法」とします。)」が成立するなど、性の多様性に寛容な社会の実現のため、住民の性の多様性に対する理解の増進に関する取組を一層推進していく必要があります。

また、平成 27(2015)年9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」とします。)」が公布されました。これにより、地方公共団体(都道府県・市町村)は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を踏まえ、当該区域内で女性の職業生活における活躍に向けた取組を定める推進計画の策定が努力義務とされました。

町は、第3次紫波町男女共同参画推進計画(以下「第3次推進計画」とします。))と女性活躍推進法に基づく推進計画を一体のものとして位置付け、女性が職業生活の中で十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

2 男女共同参画に関する社会情勢、国や県、町の取組

(1)社会情勢と国の取組

| 年 | 取組 |
|------------|---|
| 昭和50(1975) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 |
| 昭和60(1985) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准 |
| 平成 8(1996) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 |
| 平成11(1999) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」成立 |
| 平成12(2000) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 |
| 平成13(2001) | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」とします。)」成立 |
| 平成23(2011) | <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足 |
| 平成27(2015) | <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択 ・「女性活躍推進法」成立 |
| 平成30(2018) | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 |
| 令和元(2019) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関するパリ宣言」(G7パリサミット) ・「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」成立(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等) ・DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立(配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明確化) |
| 令和 2(2020) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会) ・「第5次男女共同参画基本計画」策定 |
| 令和 3(2021) | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立(候補者選定方法の改善、セクハラ・マタハラ対策等) |
| 令和 4(2022) | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正(一般事業主行動計画の策定義務等の対象拡大) ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立 |
| 令和 5(2023) | <ul style="list-style-type: none"> ・「LGBT 理解増進法」成立 ・「DV防止法等の一部を改正する法律」成立(保護命令対象に精神的DVを追加、保護命令期間の延長等) |

(2)岩手県の取組

| 年 | 取組 |
|------------|--|
| 昭和52(1977) | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対策懇談会」設置 |
| 昭和53(1978) | <ul style="list-style-type: none"> ・「岩手の婦人対策の方向」策定 ・「岩手婦人の集い」開催 ・「婦人の生活実態と意識に関する調査」実施 |
| 昭和54(1979) | <ul style="list-style-type: none"> ・「企画調整部青少年婦人課」設置 |
| 平成12(2000) | <ul style="list-style-type: none"> ・「いわて男女共同参画プラン(第1次)」策定 |
| 平成14(2002) | <ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県男女共同参画推進条例」成立 |
| 平成17(2005) | <ul style="list-style-type: none"> ・「いわて配偶者暴力防止対策推進計画(第1次)」策定 |
| 平成18(2006) | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画センター」開設 |

第1章 計画策定の趣旨・背景

| | |
|------------|--|
| 平成26(2014) | ・「若者女性協働推進室」設置 |
| 平成27(2015) | ・第3回国連防災世界会議で「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信 |
| 平成29(2017) | ・「いわて女性活躍企業等認定制度」創設 ・「はまなすサポートセンター(性犯罪・性暴力被害者支援)」開設 |
| 平成30(2018) | ・「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施 |
| 令和 3(2021) | ・「いわて男女共同参画プラン(第3次)」策定 |
| 令和 5(2023) | ・「いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン」の策定 |

(3)紫波町の取組

| 年 | 取組 |
|------------|--|
| 平成12(2000) | ・「男女共同参画サポーター」町内で初認定 |
| 平成15(2003) | ・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」開始 |
| 平成16(2004) | ・「紫波町男女共同参画推進委員会」設置 ・「第1次紫波町男女共同参画推進計画」策定 |
| 平成24(2012) | ・担当部署が教育委員会部局から町長部局企画課に移行 |
| 平成26(2014) | ・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」策定 |
| 平成29(2017) | ・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」改定 |
| 令和元(2019) | ・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」改定 |

第1次推進計画策定前の町の施策は、主に社会教育の分野において女性の地位向上や社会参加を進めてきました。男女共同参画の具体的な取組は、平成 15(2003)年に行った「男女共同参画社会づくりのための意識調査」にはじまり、この調査結果に基づき諸課題を整理することで第1次推進計画を策定しました。その後も、5年ごとに意識調査を実施し、第2次推進計画を策定しています。

男女共同参画推進計画を推進するため、平成 16(2004)年に町民及び関係機関代表者からなる「紫波町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」とします。)」を設置し、広く町民の声を聴取する体制を整えました。また、推進の担い手の中心となる「男女共同参画サポーター」養成講座の受講を支援し、これまで 51 人(令和5(2023)年度末)が知事認定を受けているほか、男女共同参画推進計画の内容について広く住民に普及啓発することを目的として、平成 25(2013)年度から男女共同参画に関する活動実践者を講師とした「男女共同参画セミナー」を定期的で開催しています。

庁内体制としては、町長と部課長等職員からなる「紫波町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」とします。)」を設置し、全庁横断的に方針、方策を決定することとしています。

◆男女共同参画社会基本法における定義

平成 11(1999)年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

◆紫波町男女共同参画社会づくりのための意識調査(以下「意識調査」とします。)

本計画の制定に当たっては、令和 5(2023)年 2 月、紫波町在住の 2,000 人の男女に対し、調査回答を依頼し、返信いただいたもののうち、有効回答 524 件についてその結果を反映しました。

第2章 計画の基本的な考え方



1 目指す将来像

性別にかかわらず、「人」と「人」がお互いの意思と立場を尊重しながら自立し、
 支え合い、いきいきと暮らすため、すべての住民が男女共同参画の意義を理解し、
 行動する社会を目指します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項並びに、女性活躍推進法第 6 条 2 項の規定に基づく計画です。
- (2) この計画は、紫波町総合計画の個別計画とします。
- (3) この計画は、第 2 次推進計画の成果を生かします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの10年間とします。

4 基本方針及び重点項目の体系

第 3 次推進計画では、第 2 次推進計画の基本方針を引き継ぎ、基本方針ごとに重点項目を掲げ、次の表のとおり具体的方策に取り組みます。

| 基本方針 | 重点項目 | 具体的方策 |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| I あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます | ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ポジティブ・アクションによる審議会等への女性割合の目標設定 |
| | | 男女平等の市民参加を進め、女性の意見をまちづくりに生かす |
| | | 政策・方針決定過程への参画に係る情報の入手や発信が、誰でも平等にできる環境の整備 |
| | | あらゆる分野の意思決定過程における男女共同参画推進の普及啓発 |
| | ② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進 | 自治組織やNPO、PTA等の意思決定に女性が参画する働きかけ |
| | | 活躍する団体相互の情報交換による活性化 |
| | | 活動時の託児や介護サービス体制の整備推進 |
| | ③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり | 地域防災計画策定過程への女性の参画 |
| | | 自主防災組織の意思決定過程に女性が参画する働きかけ |

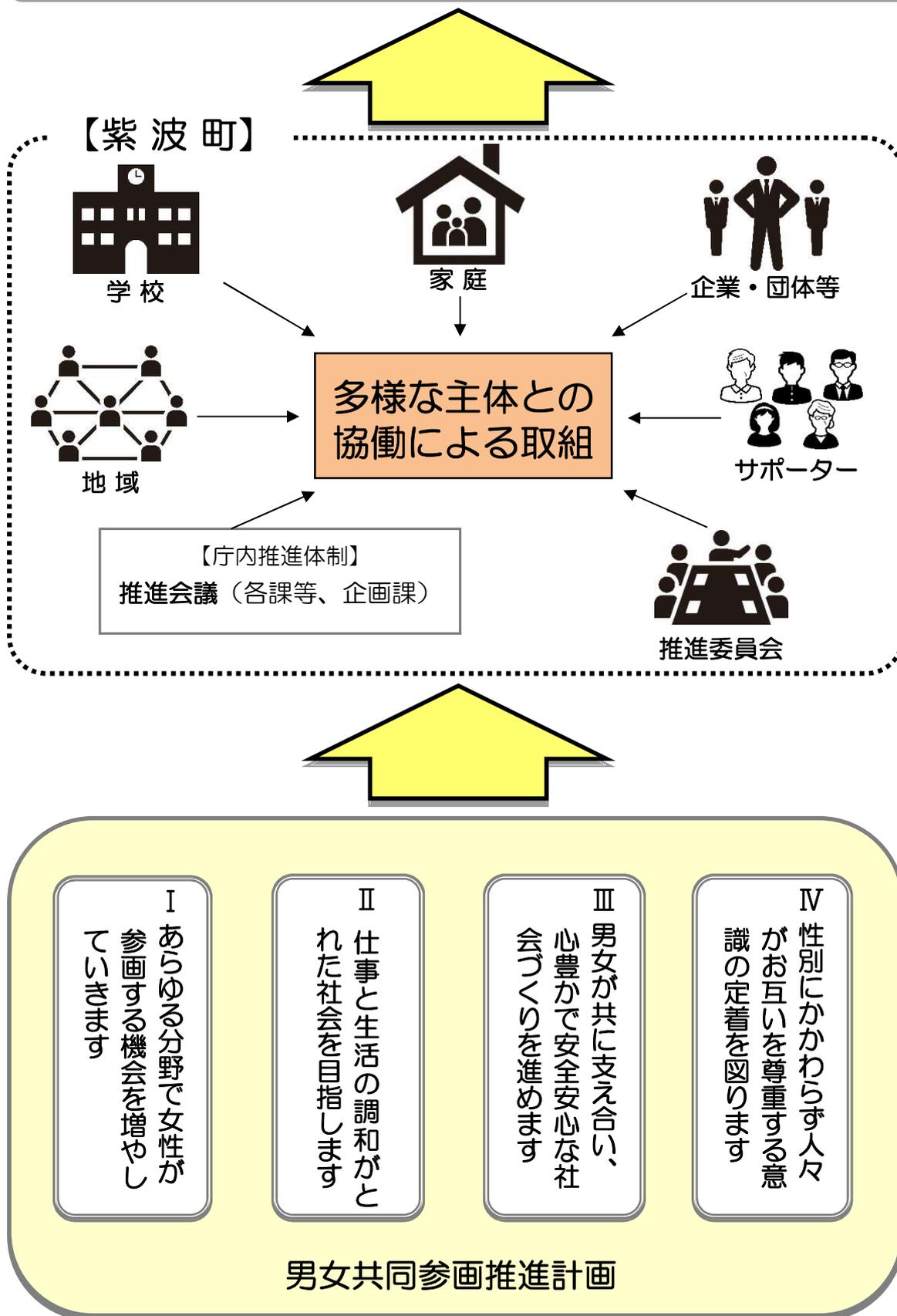
第2章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---------------------------------|----------------------|---|
| | | 災害対応時の男女の違いへの配慮の取組、普及啓発 |
| | | 男女共同参画の視点に立った自主防災組織、地域リーダー等の育成 |
| Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します | ①働きやすい職場環境づくり | 男女均等な雇用機会と待遇の維持・確保の働きかけ |
| | | 女性の就業・再就業への支援 |
| | | ワーク・ライフ・バランス実現のための普及啓発(働く時間・場所の見直し、休業・休暇制度の利用促進等) |
| | | 女性の能力開発の支援に関する情報提供 |
| | ②女性の活動・起業への支援 | 起業を目指す人への支援(セミナーや事業計画の策定支援、創業体験等)の情報提供 |
| | | 起業に関する国・県等の融資制度、補助金等の情報提供 |
| | | 6次産業等のビジネスチャンスを増加させるための支援 |
| | | 公益活動団体に対する地域づくり活動補助金の交付 |
| | ③農林業・自営業におけるパートナーシップ | 農林業・商工自営業等に従事する女性の方針決定の場への参画の推進 |
| | | 家族経営協定の締結の促進、労働に対する適正な評価の普及啓発 |
| | | 労働時間、報酬等の労働条件の適正化・明確化の促進 |
| | | 農林業・商工自営業等に関わる女性の社会参加、交流の支援 |
| Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます | ①地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実 | きめ細かな子育て支援環境の整備 |
| | | 子どもの成長を見守る活動の支援とネットワークづくり |
| | | 子育て支援ボランティアの活動支援、情報発信 |
| | | 福祉サービス・介護サービスの充実と適正なサービスの提供 |
| | ②女性へのあらゆる暴力の根絶 | 紫波町住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置 |
| | | 盛岡広域圏での連携による町内事案に対するきめ細かな対応、DV相談窓口の周知 |
| | | 女性へのあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発・教育の推進 |
| | | 警察等の関係機関との連携強化 |

| | | |
|----------------------------------|------------------------|--|
| | ③生涯を通じた女性の健康づくり支援 | 妊娠や出産、子育て期等のライフステージに応じた切れ目のない女性の健康支援・相談機能の充実 |
| | | 男女の身体的性差に応じた健康支援 |
| | | 性と生殖に関する理解の普及啓発・保健教育の推進 |
| IV 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります | ①男女平等に関する普及啓発・教育の推進 | 男女平等、人権尊重に関する研修、普及啓発事業の実施 |
| | | 男女平等、人権尊重に関する教育の推進 |
| | | 教育関係者、児童生徒の保護者等への研修機会の確保 |
| | | 男女平等、人権尊重に関する情報提供や関連資料の整備 |
| | | 人権擁護等の関係機関との連携強化 |
| | ②固定的性別役割(意識)の解消と慣行の見直し | ジェンダーに起因する課題把握と相談対応 |
| | | 意識調査による家庭の実態把握 |
| | | 固定的性別役割(意識)の解消に向けた普及啓発 |
| | | 男性の家事や育児、介護等への参画の普及啓発 |
| | | 育児、食育など家庭教育と連携した男女共同参画の推進 |
| | ③性の多様性に関する理解の増進・支援 | 性的マイノリティへの差別・偏見の解消に関する普及啓発 |
| | | 性の多様性の理解に関する普及啓発・教育の推進 |
| | | パートナーシップ制度による性的マイノリティへの支援 |

5 計画のイメージ

男女共同参画社会の実現



第3章 計画の推進

1 施策の展開

基本方針Ⅰ

あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

Ⅰ-① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【目指すべき姿・施策の方向性】

町民一人ひとりの多様な生き方や価値観を認め合い、性別にかかわらず誰もが安心して住み続けることができる社会を形成するためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程で男女の意見が平等に反映されることが必要です。行政や企業、地域社会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、男女それぞれの意見を政策・方針決定過程へ反映する機会が均等な社会を目指します。

【現状と課題】

行政分野の政策・方針決定過程に町民の意見を反映させる町の審議会等は、男女が構成員として平等に参画することで、多様な視点により審議が行われ、調和のとれた意思決定がされることが理想です。しかし、町の法定審議会等における委員の女性割合は3割にも満たず、女性の意見が十分に反映されづらい状況にあります。すべての審議会等に女性を参画させること、これに加えて、女性委員の割合を3割以上にすることを目標として改善を図っていく必要があります。

また、意識調査(問 37)の結果によれば、議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因として、「男性になるものだと思う人が多い」が上位にあがっており、男女が平等に政策・方針決定過程に参画することの意義・必要性について普及啓発し、政策・方針決定過程への参画に対する意欲・関心を醸成する必要があります。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|--|--------|
| 1-1-1 | ポジティブ・アクション※による審議会等への女性割合の目標設定 | 全庁、企画課 |
| 1-1-2 | 男女平等の市民参加を進め、女性の意見をまちづくりに生かす | |
| 1-1-3 | 政策・方針決定過程への参画に係る情報の入手や発信が、誰でも平等にできる環境の整備 | |
| 1-1-4 | あらゆる分野の意思決定過程における男女共同参画推進の普及啓発 | |

※ポジティブ・アクション:社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|--------------------------|-----------------|--------------------|
| 法定審議会などの女性委員の割合 | 27.1%(82人) | 35.0% |
| 町職員の女性管理職員の割合(保育士含む) | 27.6%(8人) | 35.0% |
| 地区懇談会、意見交換会における女性の参加者の割合 | 29.9%(195人) | 40.0% |
| 農業委員の女性委員の登用割合 | 8.3%(1人) | 25.0% |

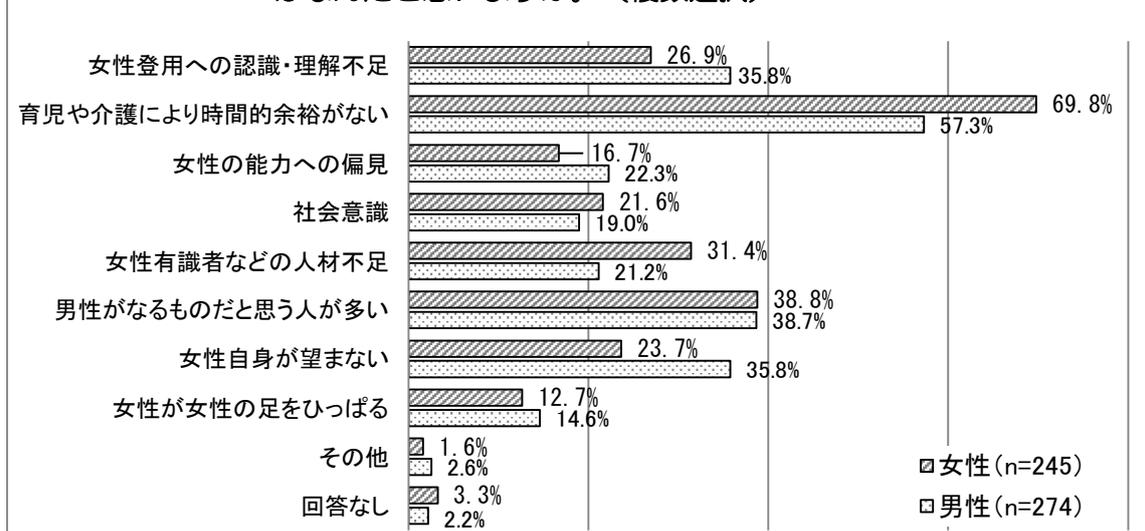
【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 審議会等の委員募集への積極的な応募 ■ 地域の意思決定の場への積極的な参加 ■ 市民参加への積極的な参加 |
| 企業、団体等 | ■ 企業、団体等における女性の幹部、管理職等への積極的な登用 |

■あらゆる分野の活動における女性比率の推移

| | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5(2023) 目標値 |
|--------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 法定審議会等 | 26.0% (69人) | 23.9% (70人) | 26.2% (80人) | 27.1% (82人) | 30.0% |
| 町職員管理職 | 34.3% (12人) | 30.9% (12人) | 29.2% (10人) | 27.6% (8人) | 35.0% |
| 懇談会・意見交換会参加者 | 33.0% (110人) | 40.6% (71人) | 31.2% (136人) | 29.9% (195人) | 40.0% |
| 市民活動 | 43.7% (7人) | 43.7% (7人) | 43.7% (7人) | 43.7% (7人) | 50.0% |
| 防災会議 | 15.4% (6人) | 7.7% (3人) | 10.3% (4人) | 10.3% (4人) | 18.0% |

■問 37 議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因はなんでしょうか。(複数選択)



(男女共同参画意識調査 2022)

I-② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別にかかわらずあらゆる人々の生き方や価値観が尊重され、暮らし心地のいいまちをつくるためには、自治組織や特定非営利活動法人(NPO)等が行う地域活動において男女が平等に参画し、多様な視点から地域の特性・住民に応じた取組や問題解決を図る必要があります。

地域活動における女性の参画の推進・支援や市民活動団体・女性団体等の組織活動を通じて得た知識や経験が、地域活動に生かされるよう支援の充実を目指します。

【現状と課題】

町のNPOは、現在16団体が活動中であり、そのうち7団体の代表を女性が務めていることから、市民活動の分野は女性の参画が進んでいると見ることができます。一方で、自治会や町内会などの自治組織の代表者は、男性が大半を占めていますが、女性の意見や視点を取り入れることにより、自治組織の活動において男女共同参画が推進されます。地域やNPO活動の活性化にあたっては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、意思決定過程への女性の参画を働きかけていく必要があります。

【具体的方策】

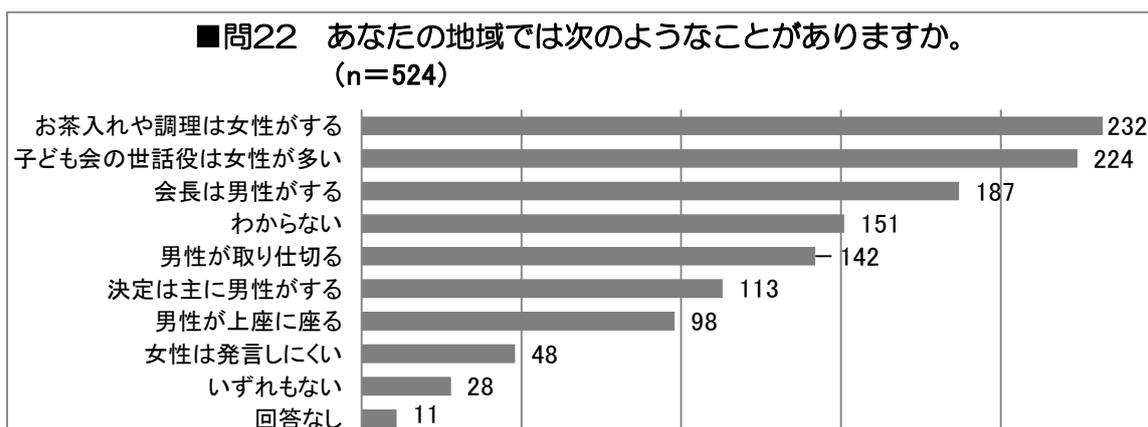
| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 1-2-1 | 自治組織やNPO、PTA等の意思決定に女性が参画する働きかけ | 全庁、企画課、健康福祉課、長寿介護課、学校教育課、生涯学習課、こども課 |
| 1-2-2 | 活躍する団体相互の情報交換による活性化 | |
| 1-2-3 | 活動時の託児や介護サービス体制の整備推進 | |

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|-------------------|-----------------|--------------------|
| 市民活動における女性リーダーの割合 | 43.7%(7人) | 50.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|----------------------------|
| 町民 | ■地域活動への積極的な参加 |
| 企業、団体等 | ■自治組織、NPO等の活動における男女共同参画の推進 |



(男女共同参画意識調査 2022)

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

I-③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり

【目指すべき姿・施策の方向性】

町の総人口に対する女性の割合は半数以上を占めており、災害発生時に女性は男性と比較してより多くの影響を受けることが指摘されています。男女共同参画の視点を取り入れられ、性別等により災害から受ける影響が異なることなどに十分に配慮された災害の予防、応急、復旧・復興等の対応が行われる災害に強いまちを目指して、防災に関する政策・方針決定過程や地域防災の現場において、女性の防災関係者や意欲ある人材の参加、柔軟な登用を促進するなど、女性の積極的な参画を促します。

【現状と課題】

町の中心部では住民の転入・転出などで、隣近所の連帯感の希薄化が進んでおり、また、農村部では少子高齢化により地域活動の継続が困難になってきています。近年、地震や豪雨等の大災害に遭遇し、隣近所などの共助の大切さが改めて認識されています。そして、災害復旧や避難所運営には、男女の違い等に配慮した女性の視点と行動力が欠かせないことを実感しました。国においても、災害対策基本法が平成 24(2012)年に改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれています。

災害が発生した非常時には、災害対応や復旧・復興で女性の意見やニーズが反映されにくい、避難所における食事や片付け等の特定の役割が女性に偏る、避難所等で集団生活やプライバシーが確保されないことによるストレスでDVや性暴力が発生するリスクが増すなど、平常時における社会的な課題が顕在化する傾向があります。したがって、平常時から防災に関する意思決定や地域防災活動に女性が参画し、非常時に男女共同参画の視点からの防災対策が実施されるよう備える必要があります。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|--------------------------------|-----------------------|
| 1-3-1 | 地域防災計画策定過程への女性の参画 | 企画課、消防防災課、健康福祉課、長寿介護課 |
| 1-3-2 | 自主防災組織の意思決定過程に女性が参画する働きかけ | |
| 1-3-3 | 災害対応時の男女の違いへの配慮の取組、普及啓発 | |
| 1-3-4 | 男女共同参画の視点に立った自主防災組織、地域リーダー等の育成 | |

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|-----------------|-----------------|--------------------|
| 防災会議における女性委員の割合 | 10.3%(4人) | 18.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災会議への積極的な参画 ■ 防災訓練への積極的な参加 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災組織における積極的な女性の登用 ■ 男女共同参画の視点による自主防災活動の実施 |

■ 防災会議における女性委員の割合

| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) |
|------------|-----------|------------|------------|
| 15.4% (6人) | 7.7% (3人) | 10.3% (4人) | 10.3% (4人) |

■ 自主防災組織設置状況 (H29 までに規約、名簿の届けがあったもの)

| 自主防災組織数 | 役員数 | うち女性 | 女性の参画率 |
|---------|-------|------|--------|
| 37 組織 | 351 人 | 26 人 | 7.41% |

自主防災組織とは

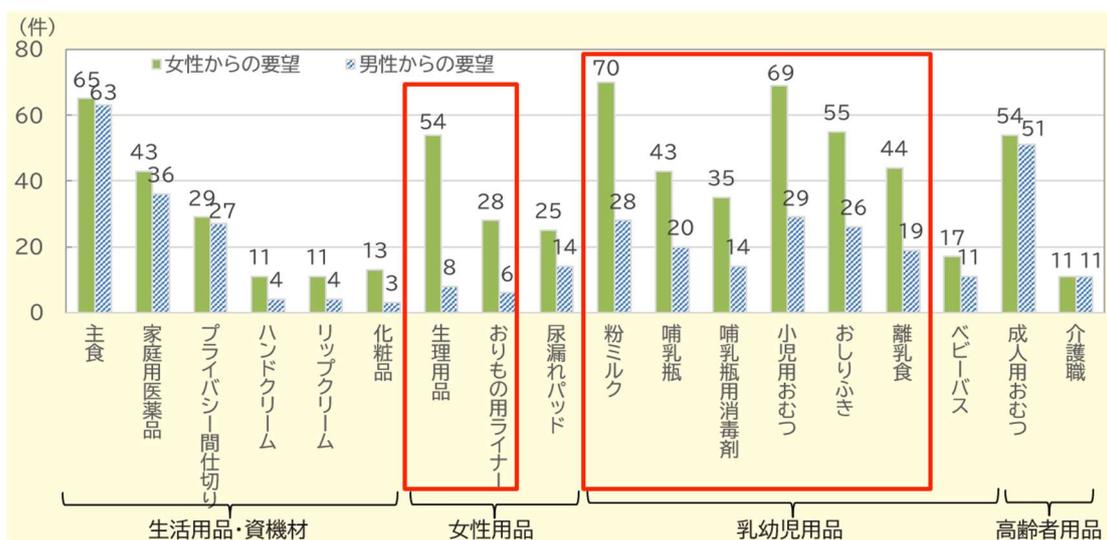
自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会等で自発的に結成する防災組織です。

平常時は地域における防災知識の普及や地域の災害危険箇所の把握、防災訓練等を行い、災害発生時は災害情報の収集・住民への迅速な伝達や出火防止・初期消火、避難誘導、救助活動等を行います。



🍎 災害時における男女間のニーズの違い

災害発生時におけるニーズは、女性と男性で大きく異なります。内閣府が岩手県、宮城県、福島県の108地方公共団体に東日本大震災時の備蓄や支援物資に対してどのような要望があったかについて調査を実施したところ、主食や家庭用医薬品等の生活用品・資機材等の性別にかかわらず共通して必要な物資等は、男女間の要望件数にほとんど差がありませんでした。しかし、女性用品(生理用品、おりもの用ライナー)、乳幼児用品(粉ミルク、小児用おむつ、おしりふき等)は、男女間で要望件数に大きな差があり、全体の要望件数の中でも非常に高い割合を占めていたことがわかりました。このように、災害発生時に女性や子育て家庭のニーズが把握されておらず、十分な対応ができていなかったことがわかりました。



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。
 2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時は、平成23年11月。

出典:「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム(内閣府)

基本方針Ⅱ

仕事と生活の調和がとれた社会を目指します

基本方針Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します

Ⅱ-① 働きやすい職場環境づくり

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別にかかわらずあらゆる人々が人生の各段階において、多様な生き方を選択、実現することができる働きやすい職場環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現、女性の職業生活における活躍、男女均等な雇用環境の整備等を推進するなど社会全体で支えるしくみづくりを目指します。

【現状と課題】

男女雇用機会均等法が平成 10(1998)年に改正され、雇用に関する男女の差別的扱いは禁止されています。また、女性活躍推進法が平成 27(2015)年に成立し、事業主は女性に対する採用・昇進等の機会の積極的な提供やワーク・ライフ・バランスの実現に資する環境整備等に努めることが義務付けられました。

しかし、依然職場内における性別による不平等を感じる人は男女ともに多いほか、女性は出産などを機に仕事と家庭生活の両立が難しくなり、一旦離職する人も多く、その後の再就職が難しい状態にあります。性別にかかわらず誰もが均等に雇用される・活躍する機会が与えられ、意欲と能力に応じて働くことができる体制づくりが重要となります。

また、仕事と家庭における子育て、介護等の両立のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要不可欠です。意識調査(問 17)の結果によれば、男女がともに育児・介護と仕事を両立するために必要なこととして、「労働時間の短縮」「休暇制度充実」の回答が上位にあがっており、労働環境の整備が必要とされています。企業では、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、柔軟な雇用形態への移行や育児休業・介護休業等の積極的な利用の促進に取り組んでいますが、仕事に対する責任感や周囲への配慮から制度を十分に利用することが難しく、ワーク・ライフ・バランスを実現している人や企業は少数に留まっています。雇用者、労働者両方の理解が進むよう普及啓発や働きかけに取り組んでいきます。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|---|-----------|
| 2-1-1 | 男女均等な雇用機会と待遇の維持・確保の働きかけ | 企画課、商工観光課 |
| 2-1-2 | 女性の就業・再就業への支援 | |
| 2-1-3 | ワーク・ライフ・バランス実現のための普及啓発(働く時間・場所の見直し、休業・休暇制度の利用促進等) | |
| 2-1-4 | 女性の能力開発の支援に関する情報提供 | |

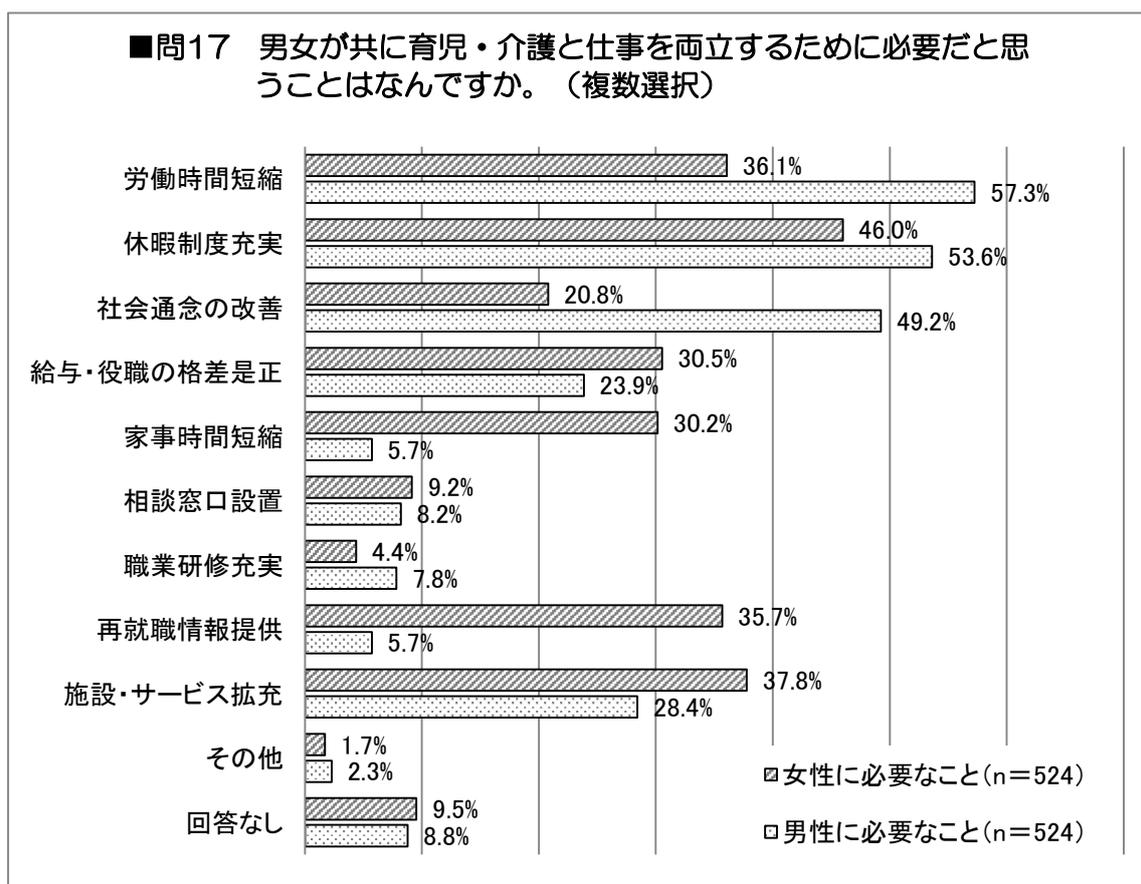
第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|----------------------------------|-----------------|--------------------|
| 職場において男女の待遇が平等と思う人の割合 | 42.0% | 50.0% |
| 女性が働きやすい社会だと思う人の割合 | 50.0% | 60.0% |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合 | 24.2% | 50.0% |
| 育児休業・短時間勤務制度を利用した男性の割合 | — | 30.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■働き方の見直しに関する意識改革 ■男性の育児休業・短時間勤務制度の利用による積極的な育児・介護への参加 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■女性の活躍の場の積極的な提供 ■積極的な女性の採用・配置・登用の実施 ■育児休業・介護休業等の休業制度の利用促進 ■ワーク・ライフ・バランスが確保されている職場環境の整備 |



(男女共同参画意識調査 2022)

Ⅱ-② 女性の活動・起業への支援

【目指すべき姿・施策の方向性】

少子高齢化が進行し、将来的な生産年齢人口の不足が懸念される現代社会では、地域活動、ビジネスにおける女性の積極的な進出・活躍が社会の持続的成長の実現のために期待されています。

女性が自らの意思によって、個性と能力を生かしながら地域における公益活動、起業にチャレンジすることができる環境づくりのため、情報提供と支援の充実を目指します。

【現状と課題】

町は、平成 20(2008)年頃から市民活動の促進や地域課題の解決を図る取組を支援してきました。市民活動支援センターは、趣味の講座や公益活動、ビジネスにつながるものまで幅広い情報を得られる場所です。市民活動に関する相談や活動団体の組織化・運営に関する相談など、様々な問合せに対応していますが、相談体制のさらなる充実が望まれます。

資金面では、公益活動団体に対して、「紫波町地域づくり活動補助金」を交付するなどの支援を行うとともに、国、県及び民間の融資制度や補助金の情報提供を行っています。これからも新たな活動へのチャレンジに対する支援を継続して行う必要があります。

女性の起業については、自己実現や望むスタイルでの働き方を実現し、ライフイベントとの両立を可能にする手段として有効ですが、アイデアを事業として形にする方法や経営・事業に必要な専門知識・ノウハウの不足、開業資金の調達等が大きな課題となるため、起業時におけるスタートアップの支援を行う必要があります。

【具体的方策】

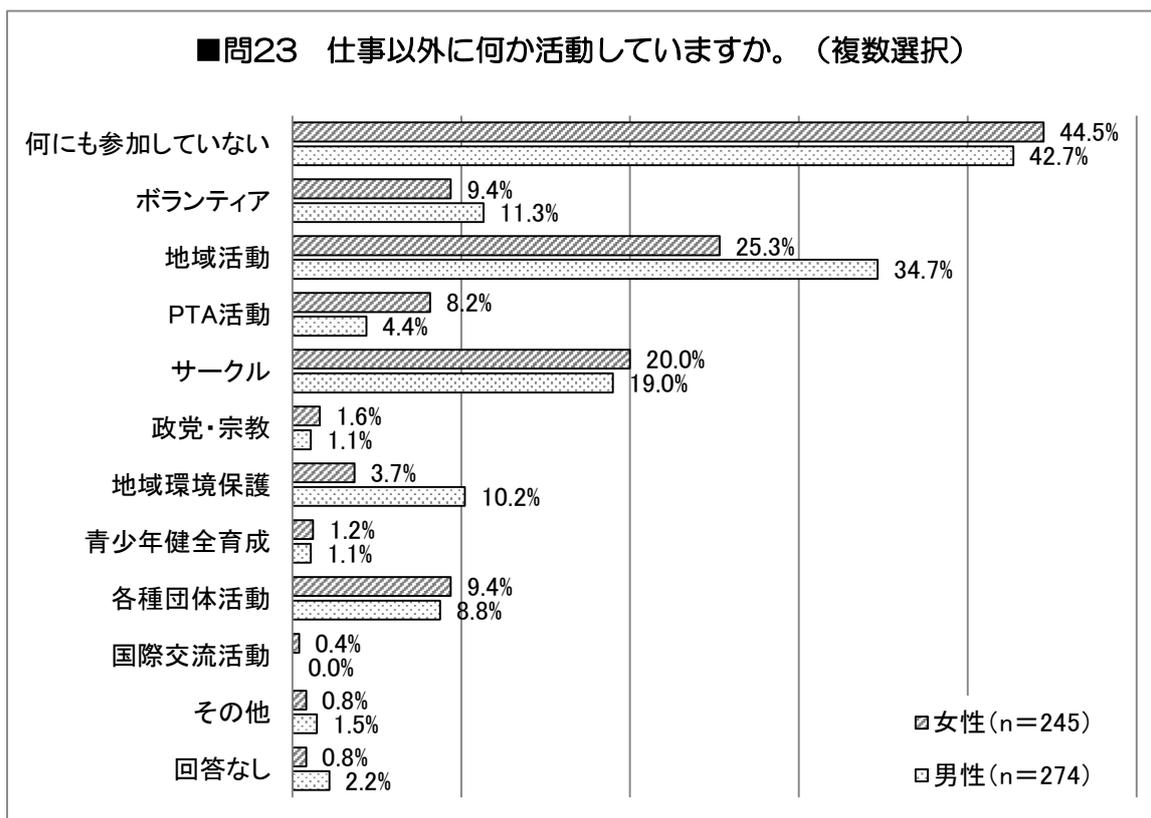
| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|--|---------------|
| 2-2-1 | 起業を目指す人への支援(セミナーや事業計画の策定支援、創業体験等)の情報提供 | 企画課、農政課、商工観光課 |
| 2-2-2 | 起業に関する国・県等の融資制度、補助金等の情報提供 | |
| 2-2-3 | 6次産業等のビジネスチャンスを増加させるための支援 | |
| 2-2-4 | 公益活動団体に対する地域づくり活動補助金の交付 | |

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|--------------------|-----------------|--------------------|
| 仕事以外に何か活動をしている人の割合 | 56.3% | 75.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 起業に関する支援・助成制度の利用 ■ 地域活動への積極的な参加 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務時間外における公益活動に対する理解 ■ 休業制度の利用促進 |



(男女共同参画意識調査 2022)

■問25 (非活動者のみ) 活動に参加していない理由はなんですか。(複数選択)

| | 女性 | 男性 |
|----|----------|----------|
| 1位 | 仕事が忙しい | 仕事が忙しい |
| 2位 | 関心がない | 関心がない |
| 3位 | 適当な活動がない | 活動を知らない |
| 4位 | 家事等が忙しい | 適当な活動がない |
| 5位 | 活動を知らない | 家事等が忙しい |

 地域づくり活動補助金

町では、NPO又は営利を目的としない任意の市民活動団体で、活動開始から概ね3年以内の団体が行う地域の課題解決に向けた活動又は地域を活性化するための活動に対して地域づくり活動補助金を交付しています。

協働のまちづくりに資する公益活動の活性化を図るため、住民の柔軟な発想による地域づくりや課題解決に取り組む活動及び公益団体の組織づくりを支援しています。



地域づくり活動補助金 事業提案会・審査会の様子

Ⅱ-③ 農林業・自営業におけるパートナーシップ

【目指すべき姿・施策の方向性】

農林業や商工業等の自営業に従事する男女が対等なパートナーシップ(協力関係)を発揮し、その役割に応じた適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら経営や生産に取り組むことができる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

農林業・商工自営業等の家族経営に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として役割を果たしています。農業分野においては、6次産業化に取り組む中で女性の活躍が欠かせなくなってきました。しかし、生産組織や組合、地域等の農業経営における方針決定などは男性を中心に行われることが多く、女性の意見が取り入れられず、また、女性が果たしている役割に対する適正な評価が得られにくい状況にあるため、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。

さらに、仕事と家庭生活の区別がしづらいことから、労働時間と休息时间、生活時間等との境界線が不明確になり、特に女性は仕事と家事の二重の負担がかかるケースもあります。意識調査(問 21)によれば、農林漁業に従事する家族に対する「家族の労働に対して金銭的な評価をするべきか」という問いに対して、金銭的評価をするべきと回答した人は 59.7%にとどまっており、家族内における労働時間や報酬等の労働条件の明確化に関する意識の定着が進んでいない状況です。

【具体的方策】

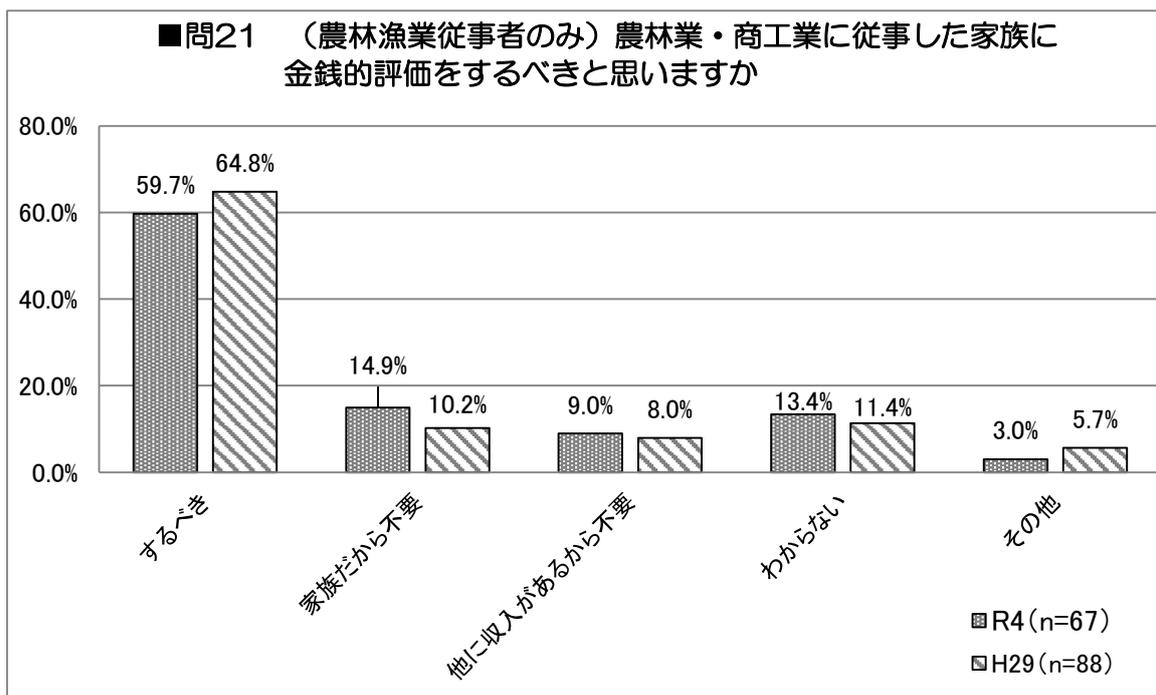
| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|---------------------------------|---------------------|
| 2-3-1 | 農林業・商工自営業等に従事する女性の方針決定の場への参画の推進 | 企画課、農政課、農業委員会、商工観光課 |
| 2-3-2 | 家族経営協定の締結の促進、労働に対する適正な評価の普及啓発 | |
| 2-3-3 | 労働時間、報酬等の労働条件の適正化・明確化の促進 | |
| 2-3-4 | 農林業・商工自営業等に関わる女性の社会参加、交流の支援 | |

【目指す項目・目指そう値】

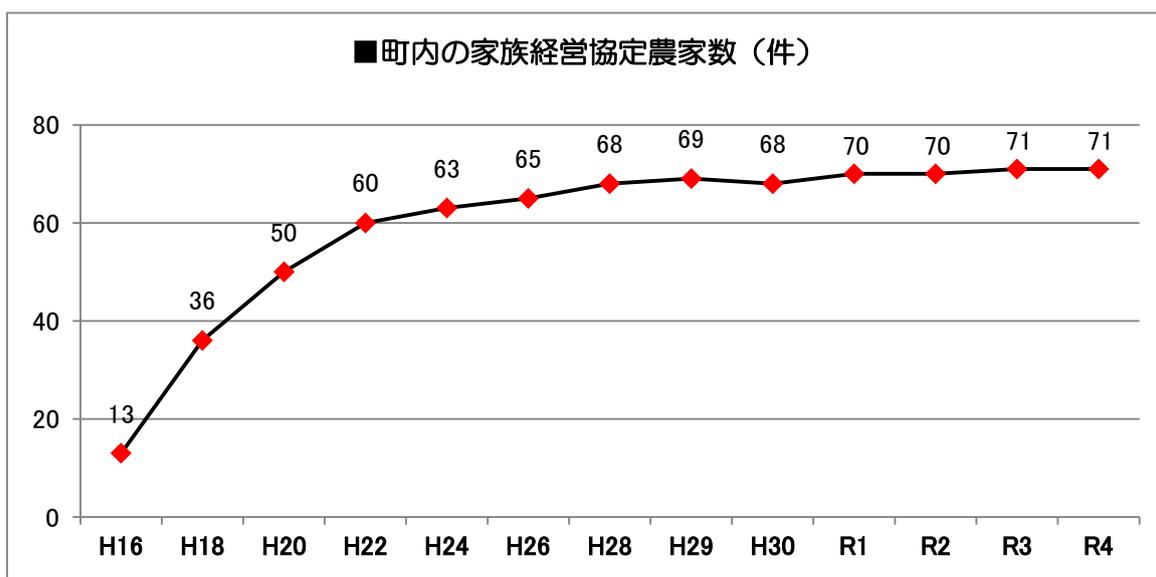
| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|------------------------------------|-----------------|--------------------|
| 家族経営協定締結農家数 | 71 件 | 75 件 |
| 農林業・商工業などに従事した家族に金銭的評価をするべきと思う人の割合 | 59.7% | 70.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■男女の対等なパートナーシップに関する意識改革 ■家族経営における労働に対する金銭的な評価に関する意識改革 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■家族経営協定の締結等による就業条件の明確化 ■方針決定等における女性の参画推進 |



(男女共同参画意識調査 2022)



(紫波町農業委員会調べ)

🍎「家族経営協定」「6次産業」とは？

家族経営協定 …家族の平等な農業経営参画を保証するため、家族員相互間での話し合いによって合意されるルールです。

6次産業 …農業などの第1次産業が食品加工や流通、販売にも業務展開する経営形態です。町内においても、野菜や果樹、小麦等を活用した様々な加工品が開発・販売されています。



基本方針Ⅲ

男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます

基本方針Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます

Ⅲ-① 地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実

【目指すべき姿・施策の方向性】

家庭生活における男女共同参画を推進するためには、多様な家庭環境やニーズに対応し、人々が安心して子育て・介護に取り組み、その負担を軽減することができる環境づくりを行う必要があります。子育て世代が持つ子育てへの不安を解消し、安心感の中で子育てができるよう、社会全体で支える仕組みづくり、また、高齢者やその家族等が安心して介護サービスを利用し、生活することができるように介護サービスの充実を図ります。

【現状と課題】

子育てサービスについては、意識調査(問7)の結果によれば、必要な支援策として、「教育費の軽減・無償化」「経済的負担を軽減する手当」の経済的支援の回答が最も多く、次に「保育施設」が多い結果となりました。町は、保護者が経済的及び精神的なゆとりを持ち、安心して子どもを生み育てられるよう、子どもの成長を家庭と社会で見守る仕組み、切れ目ない子育て支援の体制づくりを進めています。それは施設整備だけでなく、若い親世代が自由に集う機会や環境づくり、地域で子育てにかかわる人材の育成、ネットワークづくりなど包括的に考えています。

また、介護サービスについては、意識調査(問8)の結果によれば、「介護が必要になった場合は誰に介護してもらいたいか」という問いに対して、男女ともに「配偶者」や「子ども」を超えて「介護施設」と回答した人が最も多く、介護サービスの充実に対するニーズが高いことがわかります。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させる必要があります。

【具体的方策】

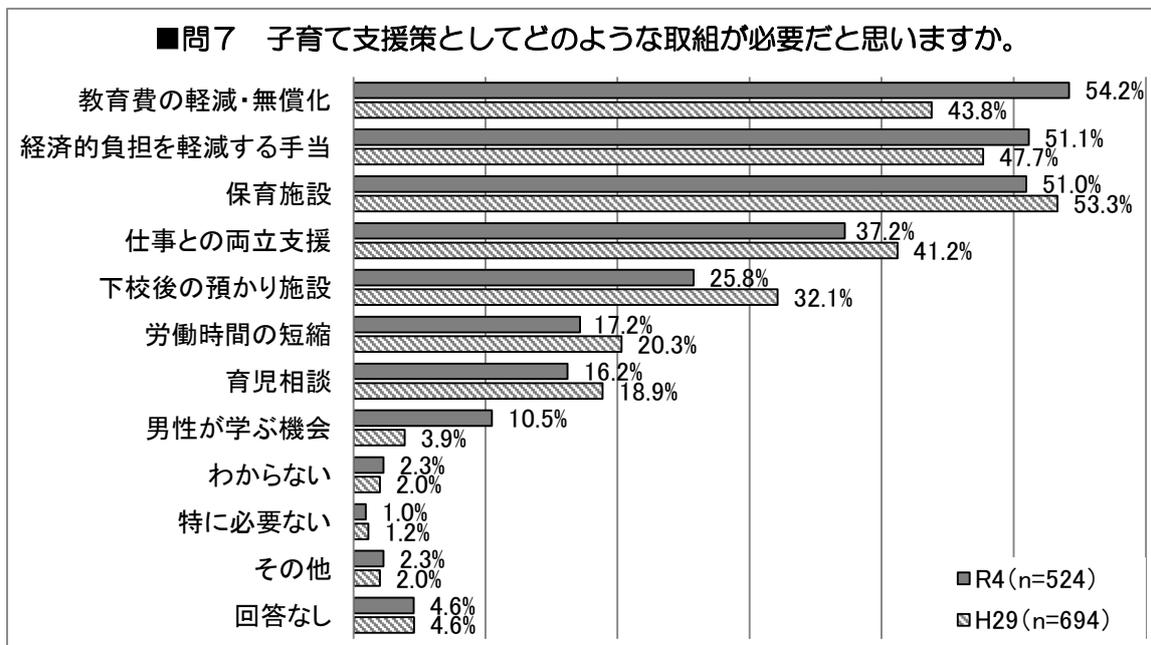
| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|-----------------------------|----------------------------|
| 3-1-1 | きめ細かな子育て支援環境の整備 | 企画課、健康福祉課、長寿介護課、生涯学習課、こども課 |
| 3-1-2 | 子どもの成長を見守る活動の支援とネットワークづくり | |
| 3-1-3 | 子育て支援ボランティアの活動支援、情報発信 | |
| 3-1-4 | 福祉サービス・介護サービスの充実と適正なサービスの提供 | |

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|--------------------------|-----------------|--------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業の会員登録者数 | 279人 | 400人 |
| 病児保育の登録者数 | 330人 | 400人 |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | ■子育て・介護サービスの情報収集、適切な利用 |
| 企業、団体等 | ■町と連携・協働した豊かな保育環境の整備と安定した運営 ■町と連携・協働した介護保険事業の適正実施や介護サービスの質の確保、介護保険制度の円滑運営 |



(男女共同参画意識調査 2022)

■問8 介護が必要になった場合、誰に介護してもらいたいですか（複数選択）

| | 男性 | 女性 |
|----|---------------|---------------|
| 1番 | 介護施設 72.3% | 介護施設 77.1% |
| 2番 | 配偶者 69.7% | ホームヘルパー 56.7% |
| 3番 | ホームヘルパー 52.6% | 配偶者 46.1% |

(男女共同参画意識調査 2022)

 紫波町ファミリー・サポート・センター

町は、子育てを支えたい人と手伝ってもらいたい人がつながり、子育てを支え合える地域をつくるために、紫波町ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）を開設しました。当センターは、多様化する子育てニーズに対応するために設置され、町が民間に委託し運営されています。

ファミサポでは、子育ての支援を受けたい人が「依頼会員」、子育ての援助を行える人が「援助会員」として会員登録をし、依頼会員と援助会員の間にアドバイザーが入り、それぞれの都合などが合った場合にサポートが行われます。

 キラッとちゃ・ちゃ・ちゃんねる WEB

町は、平成 31 (2019) 年4月から「子育て」に関する情報に特化したサイト「キラッとちゃ・ちゃ・ちゃんねる WEB」を公開しました。子育てや子どもに関する情報を1箇所ですべて探ことができ、制度やサービスを「目的別」「年齢別」「対象者別」に探することができるほか、子育て支援団体の情報や、子育てに役立つコラムが掲載されています。

■キラッとちゃ・ちゃ・ちゃんねる WEB (紫波町子育て・子育て応援サイト)



Ⅲ-② 女性へのあらゆる暴力の根絶

【目指すべき姿・施策の方向性】

配偶者等の親しい関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」とします。)のほか、ストーカー被害や性暴力被害、デートDV、性感染症、女性の望まない妊娠等のあらゆる女性への暴力が根絶された社会を目指します。

そのために、すべての人が女性への暴力の防止に対する正しい知識や認識を持っており、被害者の状況に応じた適切な相談体制を整えることが必要です。県や広域市町その他専門機関と連携した体制の構築により、幅広い知識と能力を持つ相談員の資質向上が図られるほか、必要に応じた同行支援や緊急避難時における安全な宿泊場所の提供等の幅広い対応が可能となります。あらゆる女性への暴力の根絶に向けた被害者への適切な相談・保護の体制づくりを目指します。

【現状と課題】

女性への暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではなく、すべての人が女性への暴力の防止に対する正しい知識を得ることが根絶への第一歩です。近年では、SNS等の利用者の低年齢化が急速に拡大し、児童生徒がインターネットを通じてデートDVや性犯罪、売買春等の暴力に巻き込まれる危険性が増していることから、適切にインターネットを活用する能力を高めるための学習の機会・教育も必要になっています。

また、DV等は家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が困難であり、加害者の罪の意識が薄く、潜在的に繰り返されるうちに深刻な事態に陥るケースもあります。また、近年ではデートDVや児童虐待、精神障害等も絡み、相談内容が複雑化・多様化する傾向にあります。盛岡市が設置する配偶者暴力相談支援センター(もりおか女性センター内)では、紫波町民からの相談も寄せられていますが、町内では知り合いに会うことなどを危惧した相談のしづらさや遠隔地に避難するなどして、居住地での相談が困難な場合もあります。

DV等の女性への暴力防止の教育や普及啓発とともに、被害者の状況に応じた的確な対応ができる包括的な相談体制の整備やアウトリーチ(潜在的被害者の掘り起こし)が課題となっています。現在、町には専門の相談機関がないことから、県や広域の市、警察その他専門機関との連携の強化を図っていく必要があります。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 3-2-1 | 紫波町住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置 | 企画課、町民課、健康福祉課、消防防災課、生涯学習課、こども課 |
| 3-2-2 | 盛岡広域圏での連携による町内事案に対するきめ細かな対応、DV相談窓口の周知 | |
| 3-2-3 | 女性へのあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発・教育の推進 | |
| 3-2-4 | 警察等の関係機関との連携強化 | |

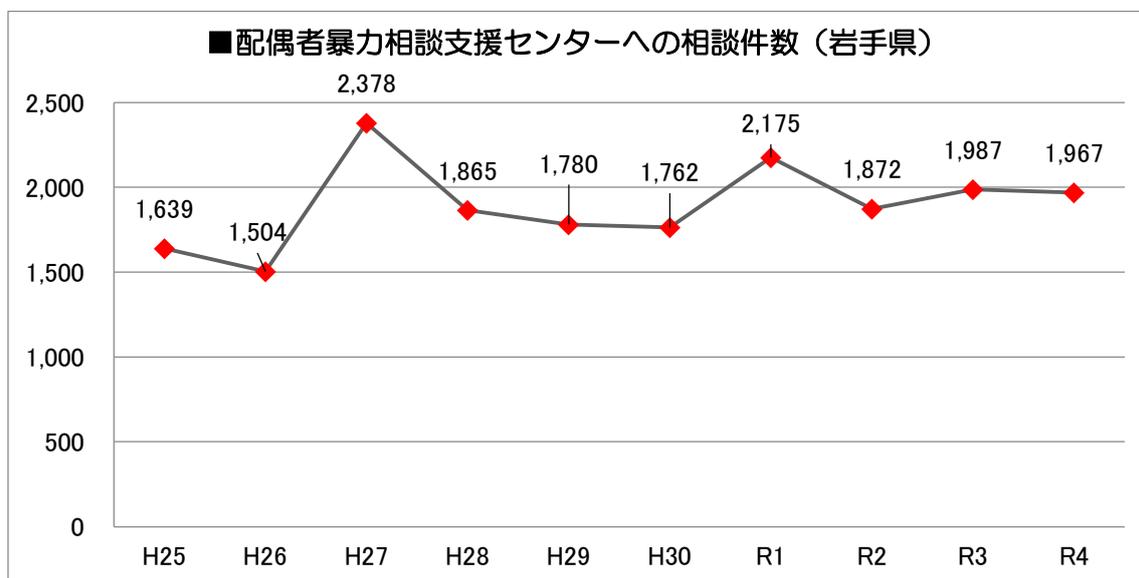
第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|--|-----------------|--------------------|
| 警察や配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者を保護することを知っている人の割合 | 47.1% | 70.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■女性へのあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり、家庭教育等の実施 ■インターネットのフィルタリング設定、家庭でのルール作り等による子どもの被害防止 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■セクシュアル・ハラスメントの防止対策 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ■女性へのあらゆる暴力の防止に向けた教育の実施、保護者への普及啓発 |



※「配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るための相談やカウンセリング、保護、自立援助等を行う機関で、県内に12カ所あります。町近郊には岩手県福祉総合相談センター、岩手県男女共同参画センター、もりおか女性センター、各広域振興局保健福祉環境部があります。

■紫波町住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置申出件数

被害者からの申出を受け、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付を本人のみとする制限を行う被害者支援措置の申出件数

| H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 6件 | 11件 | 9件 | 11件 | 12件 |

Ⅲ-③ 生涯を通じた女性の健康づくり支援

【目指すべき姿・施策の方向性】

男女の身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を支える基盤となります。特に、女性は心身の状態が学童・思春期、成人期（妊娠・出産期）、更年期、老年期のライフステージごとに大きく変化するほか、妊娠・出産、乳がん・子宮頸がん等の男性にはない特有の課題を有しているため、健康上の配慮が必要になります。性別にかかわらず誰もが健やかで心豊かに暮らすことができるまちを目指すため、男女が互いの身体的性差を十分に理解するとともに、個々の身体的性差、ライフステージに応じた健康の保持・増進対策を充実させることで、生涯を通じた健康づくりの支援を行っていきます。

【現状と課題】

乳幼児期から老年期までのライフステージに応じて、切れ目なく女性の健康を支援するためには、行政や企業、活動団体、地域、学校、家庭等のさらなる連携が必要です。心身の不調や出産・育児等の困りごとから不安や負担を少しでも軽減するための仕組みとして、各所の相談機能を充実・連携させたネットワークの構築が望まれています。

男女の身体的性差に応じた健康支援では、男女特有の疾病予防として、乳がんや子宮頸がん検診、前立腺がん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげています。しかし、意識調査（問 12）の結果によると、女性のうち子宮頸がん検診は約4割、乳がん検診は約5割が過去2年間に受診しておらず、受診しない理由として「いつでも受診できるから」という回答が最も多い結果となっています。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を普及啓発し、自身の身体と精神を自発的な行動・選択により良好に保とうとする意識の醸成を図る必要があります。

また、男女の身体的性差の理解を深めるためには、若年層に対する健康と性に関する正しい知識の普及と教育が必要です。近年は、スマートフォン等の急速な普及により、SNS等を通じた性暴力や性感染症、望まない妊娠、デートDV等の被害を予防するための普及啓発・教育も必要です。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|--|--|
| 3-3-1 | 妊娠や出産、子育て期等のライフステージに応じた切れ目のない女性の健康支援・相談機能の充実 | 町民課、健康福祉課、長寿介護課、生涯学習課、子ども課、教育総務課、学校教育課 |
| 3-3-2 | 男女の身体的性差に応じた健康支援 | |
| 3-3-3 | 性と生殖に関する理解の普及啓発・保健教育の推進 | |

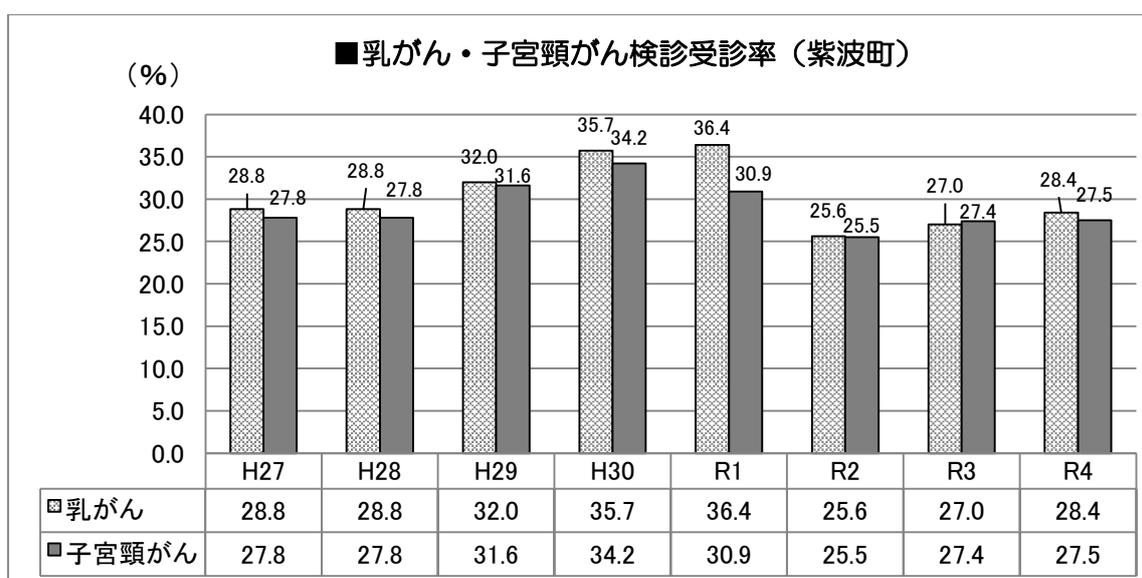
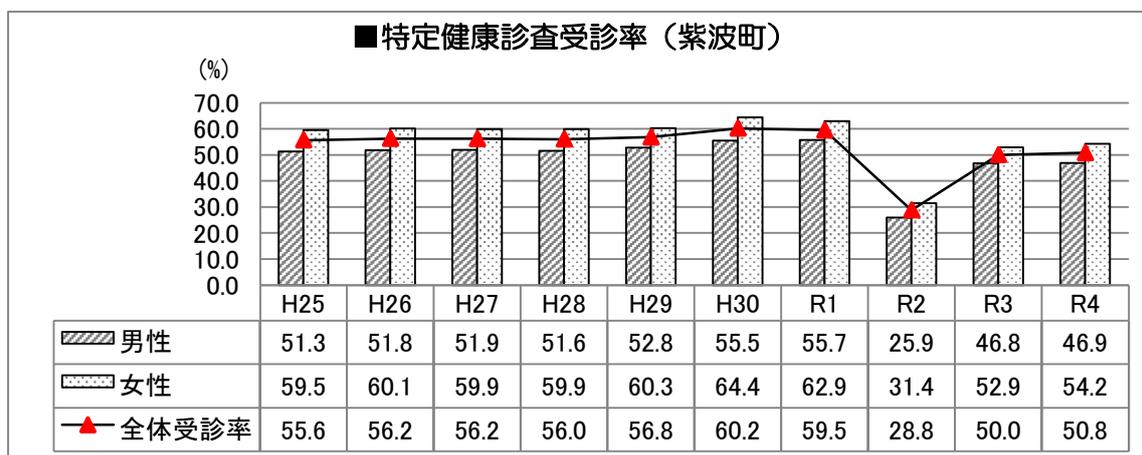
【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|---------------------------|-----------------|--------------------|
| 特定健康診査受診率(紫波町国民健康保険加入者対象) | 50.8% | 60.0% |
| 早期に妊娠届出を行う人の割合(妊娠 11 週以内) | 94.9% | 98.5% |
| 乳がん検診受診率 | 28.4% | 60.0% |
| 子宮頸がん検診受診率 | 27.5% | 60.0% |

第3章 計画の推進

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 男女の身体的性差への理解と尊重 ■ 性と生殖に関する理解 ■ 特定健康診査や乳がん、子宮頸がん検診の積極的な受診 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒への性と生殖に関する保健教育の実施 |



性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口開発会議の行動計画で提唱された、性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフステージを通して、権利としてとらえる概念です。性や生殖など、自分の身体に関する全てのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことです。

基本方針Ⅳ

性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります

基本方針Ⅳ 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります

Ⅳ-① 男女平等に関する普及啓発・教育の推進

【目指すべき姿・施策の方向性】

すべての人が、あらゆる場面において年代や性別、人種、国籍等に関わりなく、それぞれの個性を認め合う意識や価値観を育むため、家庭や学校、地域社会が互いに連携し、男女平等に関する情報や発達段階に応じた学習・教育の機会が充実している社会を目指します。

【現状と課題】

人々の意識や価値観は、家庭や学校、職場、地域等で形成されます。男女共同参画社会の実現のためには、性別による偏見や差別が個人の尊厳を侵すということを幼い頃から知ることが重要です。

意識調査(問 26、34)の結果によれば、「男女の地位が平等になっているか」という問いに対して、「男性が優遇されている」と思う人の割合が 42.9%となっており、未だに多くの人々が男女間の不平等を感じていることがわかります。また、「女性の人権が尊重されている」と思う人の割合は、男性が 48.9%であるのに対し、女性は 35.9%に留まっており、男女で現状に対する認識に大きな違いがあることがわかります。

学校での教育と体験は、人格形成の基礎を築く少年期に、男女平等の意識や人権の理解に大きな影響を与えます。性別による固定観念にとらわれず、児童生徒の個性や能力を生かすことができるよう、家庭教育、学校教育、公民館等の社会教育等のあらゆる場を通じて、男女共同参画の意識を育む必要があります。また、そのためには家庭や学校、地域において教育に関わるあらゆる人が、男女共同参画を正しく理解していることも重要です。

【具体的方策】

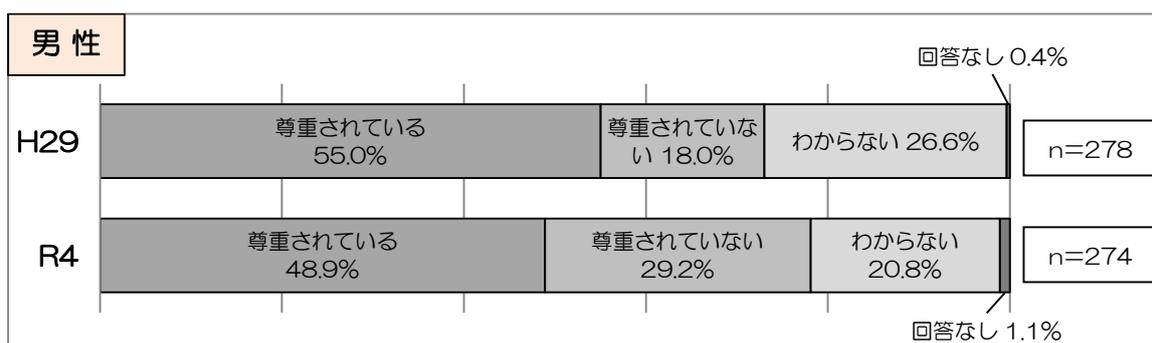
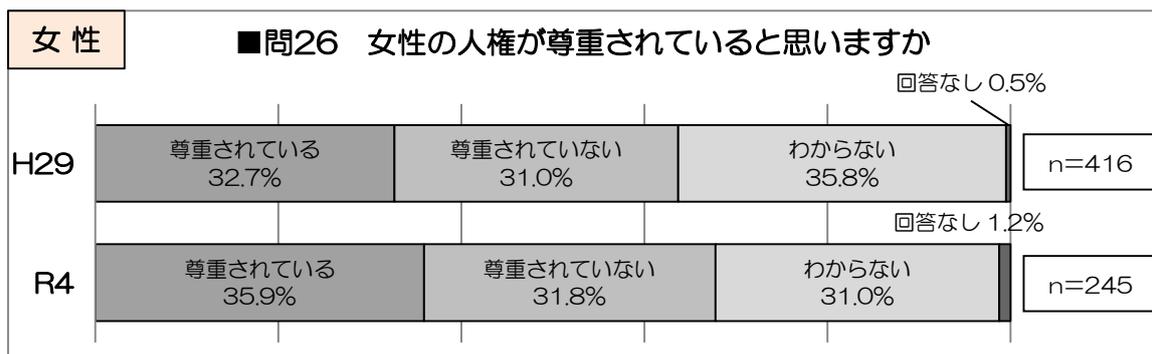
| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|---------------------------|---------------------------------|
| 4-1-1 | 男女平等、人権尊重に関する研修、普及啓発事業の実施 | 企画課、健康福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館 |
| 4-1-2 | 男女平等、人権尊重に関する教育の推進 | |
| 4-1-3 | 教育関係者、児童生徒の保護者等への研修機会の確保 | |
| 4-1-4 | 男女平等、人権尊重に関する情報提供や関連資料の整備 | |
| 4-1-5 | 人権擁護等の関係機関との連携強化 | |

【目指す項目・目指そう値】

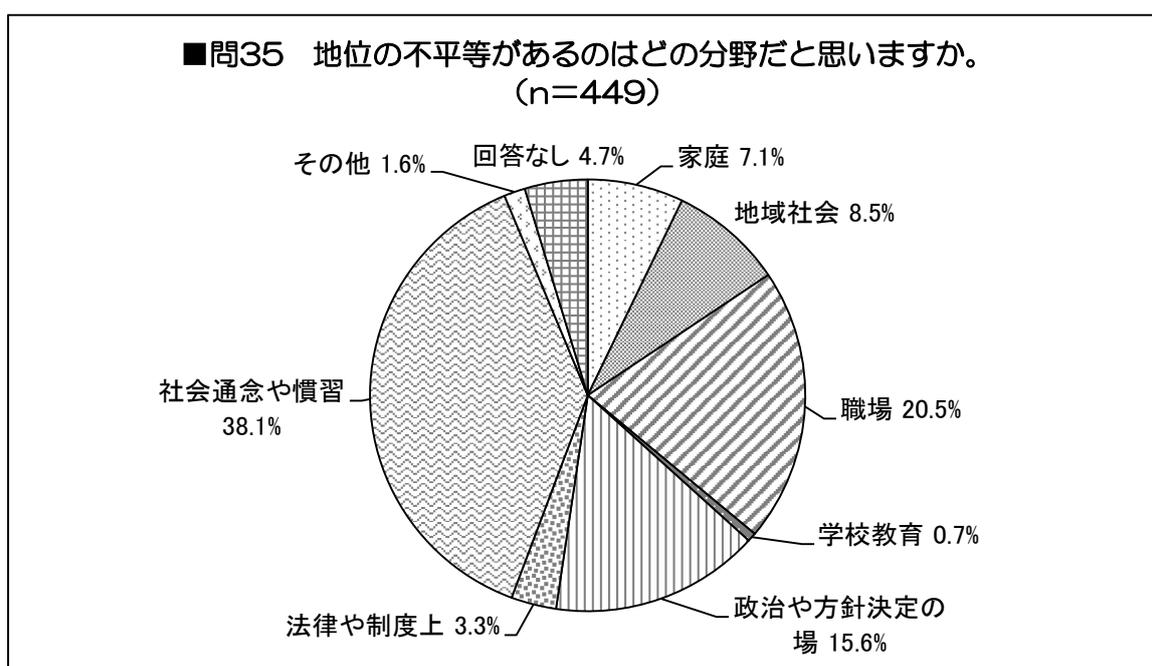
| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|------------------------------|-----------------|--------------------|
| 女性の人権が尊重されていると思う人の割合 | 42.7% | 60.0% |
| 男女共同参画サポーター認定者数 | 51人 | 60人 |
| 社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合 | 14.3% | 50.0% |
| 人権擁護委員による人権教室の実施回数 | 2回 | 6回 |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■家庭における男女平等の推進 ■家庭、地域における男女平等、人権尊重に関する教育の推進 ■いわて男女共同参画サポーター養成講座の積極的な受講 |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■県や町と連携・協働した普及啓発・広報 ■社内における男女平等や人権に関する研修の実施 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒への男女平等、人権尊重に関する教育の実施 |



(男女共同参画意識調査 2022)



(男女共同参画意識調査 2022)

Ⅳ-② 固定的性別役割（意識）の解消と慣行の見直し

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別による役割分担の意識は、時代と共に変わりつつありますが、無意識のうちに社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）がいまだに人々の意識の中に根強く残っています。すべての人が男女共同参画の理念を正しく理解し、ジェンダーに基づく価値観や無意識な偏見（アンコンシャス・バイアス）により形成された社会制度や慣行の見直しに向けた気づきと行動が町民の中で広まるよう、積極的な普及啓発や学習機会の提供を目指します。

【現状と課題】

性別による役割分担の意識について、意識調査（問1）の結果によれば、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考えに同感できない人は 57.6%となっており、平成29（2017）年度調査時の 48.6%から意識の変化が進んでいることが分かります。

しかし、家庭内での役割分担で、育児や地域行事、介護等は、約8割の人が夫婦共同で行うことが理想と考えているのに対し、実態はいずれも妻の負担割合が大きくなっています。

男女双方の意識の中に根付いている固定的性別役割（意識）を解消するとともに、女性だけではなく、男性が家事や育児、介護等へ積極的に参加するなど、実際に行動することを促す必要があります。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|---------------------------|--------------------------------|
| 4-2-1 | ジェンダーに起因する課題把握と相談対応 | 企画課、健康福祉課、長寿介護課、農政課、生涯学習課、こども課 |
| 4-2-2 | 意識調査による家庭の実態把握 | |
| 4-2-3 | 固定的性別役割（意識）の解消に向けた普及啓発 | |
| 4-2-4 | 男性の家事や育児、介護等への参画の普及啓発 | |
| 4-2-5 | 育児、食育など家庭教育と連携した男女共同参画の推進 | |

【目指す項目・目指そう値】

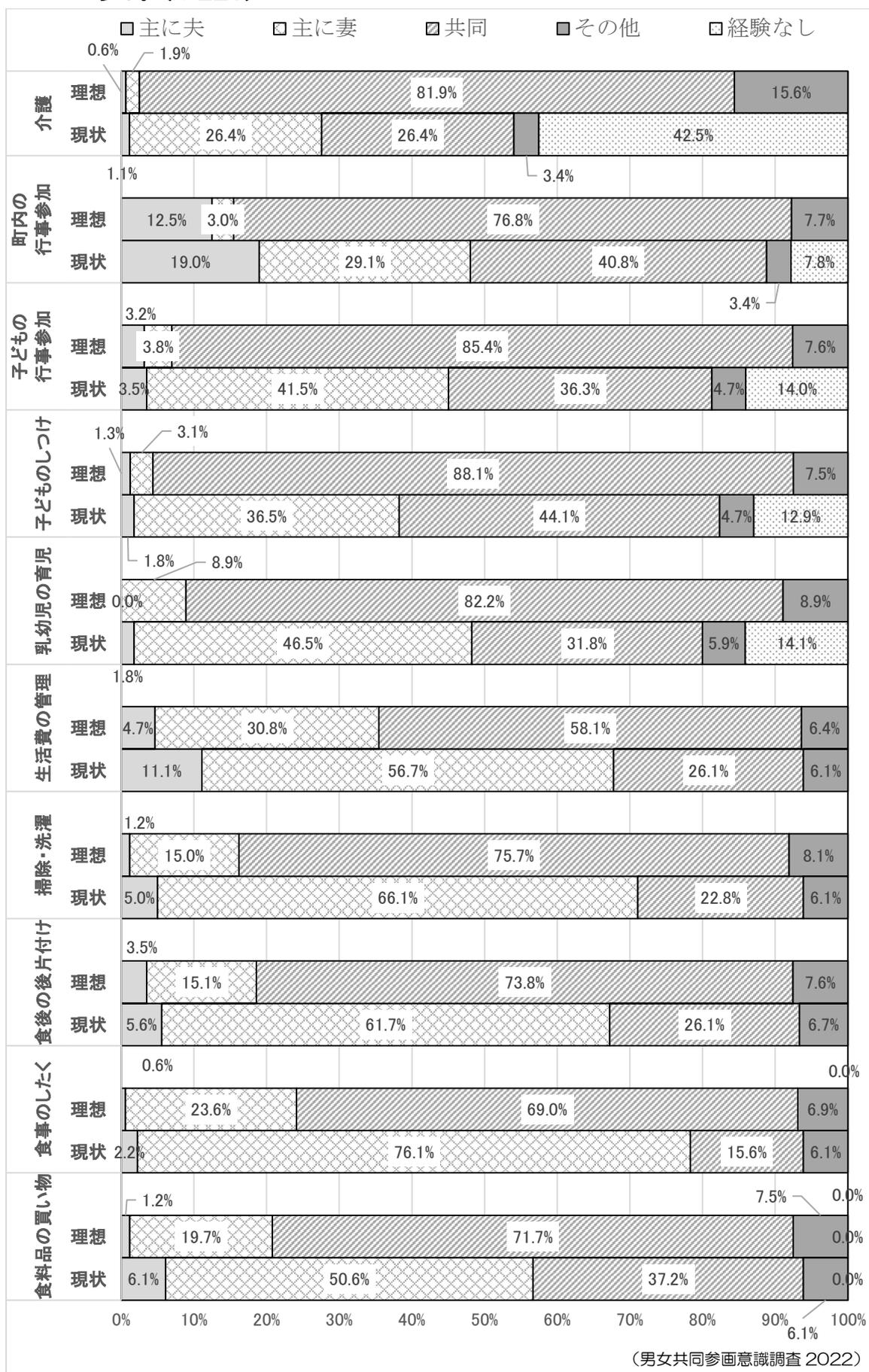
| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|------------------------------|-----------------|--------------------|
| 「男は仕事、女は家庭」という固定観念に同感しない人の割合 | 57.6% | 65.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定的性別役割（意識）の改革 ■ 家庭における家事や育児、介護等に関する男女の協力 ■ 男性の家事や育児、介護等への積極的な参加 ■ 地域における慣行の見直し |
| 企業、団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県や町と連携・協働した普及啓発・広報 ■ 職場等における固定的性別役割（意識）の改革 |

第3章 計画の推進

■問2 (女性に対して) あなたの家庭では、家庭内の役割分担をどのようにしていますか。(n=220)



Ⅳ-③ 性の多様性に関する理解の増進・支援

【目指すべき姿・施策の方向性】

性の多様性についての知識や理解を深め、性的マイノリティ(LGBTQ)への偏見や差別等を解消するための普及啓発を行うとともに、性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らすことができる環境づくり、社会制度の整備を進めていきます。

【現状と課題】

近年、「LGBT 理解増進法」が成立するなど、国内外で性的マイノリティに対する理解と支援の動きが急速に拡大していますが、依然として性的指向、性自認を理由とした差別や偏見は根深く残っており、社会生活の中で苦しみ、不利益を被っている人がいます。

意識調査(問 28)の結果によれば、LGBTQ という言葉を知っている人の割合は 88.9%と認知度は高いですが、言葉の意味を知っている人の割合は 44.8%にとどまっており、性的マイノリティに対する理解が進んでいないことがわかります。性的マイノリティを理解するための取組として、教育現場での普及啓発、婚姻を結ぶことができない性的マイノリティ等のカップルに町がパートナーの関係を公に認める「パートナーシップ制度」を導入するなど社会制度の見直しを進めることで、生活上の困難や生きづらさを軽減するとともに、性的マイノリティへの理解の増進を図っていく必要があります。

【具体的方策】

| No. | 具体的方策 | 関係する課等 |
|-------|----------------------------|-----------------|
| 4-3-1 | 性的マイノリティへの差別・偏見の解消に関する普及啓発 | 企画課、教育総務課、学校教育課 |
| 4-3-2 | 性の多様性の理解に関する普及啓発・教育の推進 | |
| 4-3-3 | パートナーシップ制度による性的マイノリティへの支援 | |

【目指す項目・目指そう値】

| 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|---------------------------|-----------------|--------------------|
| 「LGBTQ」の意味を知っている人の割合 | 44.8% | 70.0% |
| 「パートナーシップ制度」の内容を知っている人の割合 | — | 50.0% |

【町民・企業・団体等の取組】

| 主体 | 取組 |
|--------|--|
| 町民 | ■性の多様性の尊重、性的マイノリティへの理解 |
| 企業、団体等 | ■職場、地域における性的マイノリティへの理解・配慮 ■町のパートナーシップ制度への賛同、性的マイノリティへの理解・配慮及び支援 |
| 学校 | ■性の多様性の理解に関する教育機会の確保 ■教育関係者や保護者への普及啓発 |

🍎 「LGBTQ」とは？

「LGBTQ」とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)、クエスチョニング・クィア(特定の性に属さない、自身の性がわからない人)の頭文字をとった性的マイノリティを表す言葉です。最近では、その他多様な性を含み「LGBTQ+」と呼ばれる場合もあります。

🍎 「パートナーシップ制度」とは？

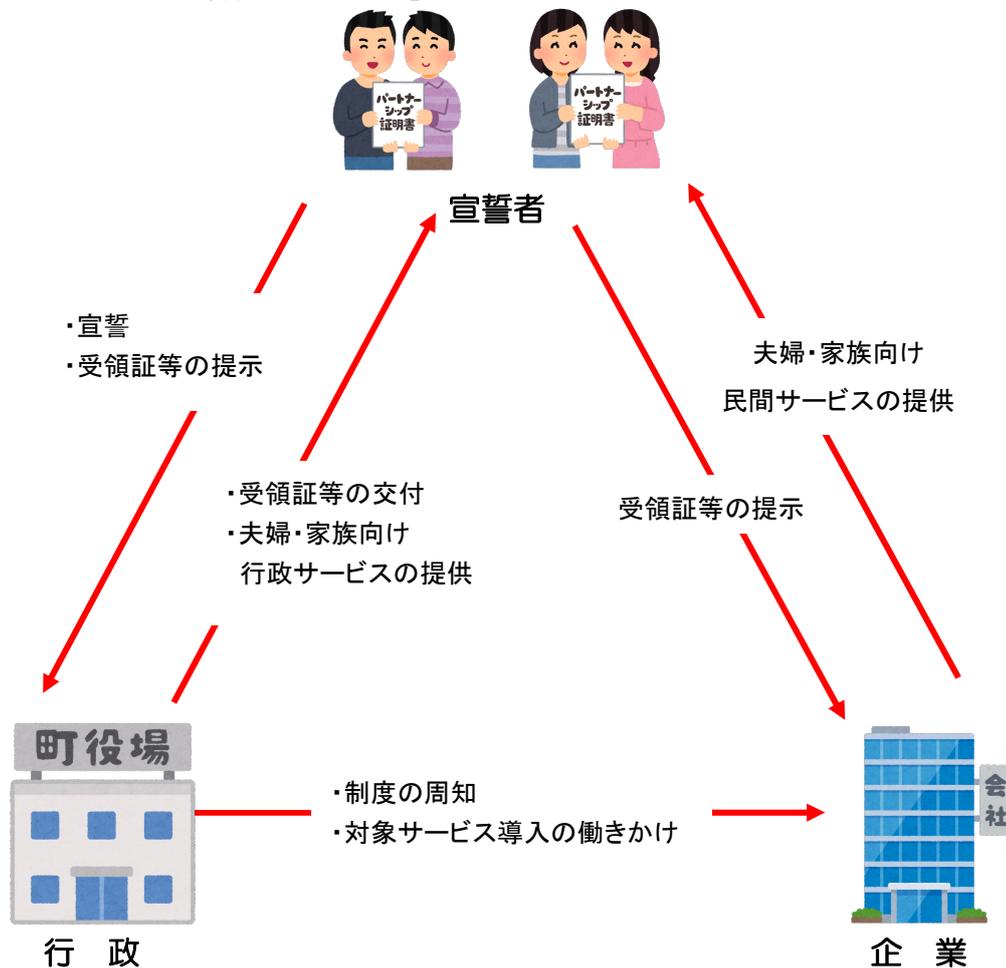
「パートナーシップ制度」とは、性的マイノリティ等のあらゆる事情により婚姻を結ぶことができないカップルに対して、パートナーの関係を自治体が公に証明する制度です。

カップルは、互いを人生のパートナーとしてパートナーシップを結ぶことを自治体に宣誓し、自治体が宣誓書を受領することで、パートナーシップが認められます。

宣誓者は、自治体が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」又は「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を提示することで、自治体や企業等が提供する指定の「夫婦・家族向けサービス」の対象になることができます。

最近では、パートナーシップを結ぶ当事者に加えて、その子や親との家族関係を認める「ファミリーシップ制度」を導入する自治体もあります。

【パートナーシップ制度のイメージ】



2 推進体制と進行管理

(1)推進体制

本計画は、「推進委員会」「推進会議」による協議・検討及び市民参加条例による町民からの意見を反映し策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、非常に広い分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、男女共同参画の視点を各施策の中に盛り込んでいくことが必要です。

本計画を総合的・効果的に推進していくため、「推進会議」が中心となって推進体制の強化を図るとともに、「推進委員会」からの意見やアンケート調査等による町民からの意見を取り入れながら、具体的な事業計画の中で取り組みます。また、町民の男女共同参画推進の担い手となる「男女共同参画サポーター」の活動を支援していきます。このように町民や町民による組織・団体等と協働しながら取り組んでいきます。

(2)進行管理

全庁の部課長等で構成される「推進会議」を中心に全庁的な連携と情報共有を進め、計画の進捗状況について評価検証を行うことで、施策・事業の点検及び見直しを行います。

また、外部評価として、「推進委員会」において年度ごとに計画の進捗状況の評価と改善提案を行い、次年度の実施計画に反映します。

本計画は、令和 15(2033)年度までの計画としますが、総合計画の見直しや情勢の変化等にあわせて、本計画の見直しが必要な場合は柔軟に対応することとします。

男女共同参画セミナー

男女共同参画推進計画の内容を広く町民に知っていただくことを目的とし、活動実践者や当事者のお話から、男女共同参画に取り組むとはどういうことか、各々の気づきから今できることを考える機会として開催しています。



第3章 計画の推進

3 目指す項目と目指そう値

| 基本方針 | 目指す項目 | 基準値 R4(2022) | 目指そう値 R15(2033) |
|-----------------------------------|--|-----------------|--------------------|
| I あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます | 法定審議会などの女性委員の割合 | 27.1%(82人) | 35.0% |
| | 町職員の女性管理職員の割合(保育士含む) | 27.6%(8人) | 35.0% |
| | 地区懇談会、意見交換会における女性の参加者の割合 | 29.9%(195人) | 40.0% |
| | 農業委員の女性委員の登用割合 | 8.3%(1人) | 25.0% |
| | 市民活動における女性リーダーの割合 | 43.7%(7人) | 50.0% |
| | 防災会議における女性委員の割合 | 10.3%(4人) | 18.0% |
| II 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します | 職場において男女の待遇が平等と思う人の割合 | 42.0% | 50.0% |
| | 女性が働きやすい社会だと思う人の割合 | 50.0% | 60.0% |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合 | 24.2% | 50.0% |
| | 育児休業・短時間勤務制度を利用した男性の割合 | — | 30.0% |
| | 仕事以外に何か活動をしている人の割合 | 56.3% | 75.0% |
| | 家族経営協定締結農家数 | 71件 | 75件 |
| III 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます | 農林業・商工業などに従事した家族に金銭的評価をするべきと思う人の割合 | 59.7% | 70.0% |
| | ファミリー・サポート・センター事業の会員登録数 | 279人 | 400人 |
| | 病児保育の登録者数 | 330人 | 400人 |
| | 警察や配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者を保護することを知っている人の割合 | 47.1% | 70.0% |
| | 特定健康診査受診率(紫波町国民健康保険加入者対象) | 50.8% | 60.0% |
| | 早期に妊娠届出を行う人の割合(妊娠11週以内) | 94.9% | 98.5% |
| | 乳がん検診受診率 | 28.4% | 60.0% |
| IV 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります | 子宮頸がん検診受診率 | 27.5% | 60.0% |
| | 女性の人権が尊重されていると思う人の割合 | 42.7% | 60.0% |
| | 男女共同参画サポーター認定者数 | 51人 | 60人 |
| | 社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合 | 14.3% | 50.0% |
| | 人権擁護委員による人権教室の実施回数 | 2回 | 6回 |
| | 「男は仕事、女は家庭」という固定観念に同感しない人の割合 | 57.6% | 65.0% |
| | 「LGBTQ」の意味を知っている人の割合 | 44.8% | 70.0% |
| 「パートナーシップ制度」の内容を知っている人の割合 | — | 50.0% | |

資料編

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）

第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

目次

| | |
|-----|--|
| 第一章 | 総則（第一条—第四条） |
| 第二章 | 基本方針等（第五条・第六条） |
| 第三章 | 事業主行動計画等 |
| 第一節 | 事業主行動計画策定指針（第七条） |
| 第二節 | 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条） |
| 第三節 | 特定事業主行動計画（第十九条） |
| 第四節 | 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条） |
| 第四章 | 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条） |
| 第五章 | 雑則（第三十条—第三十三条） |
| 第六章 | 罰則（第三十四条—第三十九条） |
| | 附則 |

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動に

ついて家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、

男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に

即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

紫波町男女共同参画推進委員会設置要綱

制定 平成16年 8月19日 告示第 93 号

改正 令和元年 5月23日 告示第 40 号

改正 令和 6年 3月11日 告示第 82 号

(設置)

第1 紫波町男女共同参画計画の施策推進に向けて、広く意見を聴取するために、紫波町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 紫波町男女共同参画計画の総合的推進についての意見及び助言に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3 推進委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の団体及び関係行政機関に所属する者
- (3) 男女共同参画に関心を持つ町民であって公募に応じる者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 推進委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7 推進委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

令和5・6年度 紫波町男女共同参画推進委員会(計画策定委員)

| | 氏名 | 所属等 | 区分 |
|----|-------|----------------------------------|-------|
| 1 | 内城 寛子 | 富士大学経済学部准教授 元岩手県男女共同参画センター相談員 | 第3-1号 |
| 2 | 小岩美津子 | 男女共同参画サポーター紫波ブロック長、 ヌエック研修修了者 | 第3-1号 |
| 3 | 今川 晋 | 紫波町副校長会会長 (紫波第三中学校副校長) | 第3-2号 |
| 4 | 薄衣 英子 | 紫波警察署生活安全課長 | 第3-2号 |
| 5 | 工藤 逸奎 | 虹の保育園 保育士 (社会福祉法人紫波町社会福祉協議会) | 第3-2号 |
| 6 | 熊谷 謙 | 紫波町学校運営協議会委員 (西の杜小学校PTA会長) | 第3-2号 |
| 7 | 佐々木栄子 | 紫波町連合婦人会推薦 元紫波町議会議員 | 第3-2号 |
| 8 | 佐藤富美子 | 主任児童委員 | 第3-2号 |
| 9 | 鷹嘴 香奈 | 株式会社いわちく | 第3-2号 |
| 10 | 藤嶋 京子 | 産直センターあかさわ 代表理事組合長 | 第3-2号 |
| 11 | 渡辺 嘉明 | 人権擁護委員 | 第3-2号 |
| 12 | 岡市久美子 | 放課後学童クラブ支援員 | 第3-3号 |

令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査

《集計結果及び平成29年度調査との比較》

1 調査の目的

男女共同参画に関する町民の意識の変化や課題を把握し、
第3次紫波町男女共同参画推進計画の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査方法と回収状況

- (1) 調査対象 紫波町在住の20歳以上の個人
- (2) 対象者数 2,000人（女性1,000人、男性1,000人）
- (3) 抽出方法 住民基本台帳を基に層化無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送配布－郵送回収
- (5) 調査期間 令和4年12月～令和5年1月
- (6) 調査実施機関 紫波町役場企画課総合政策係
- (7) 回収状況

| | 標本数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総数 | 2,000 | 524 | 26.2% |
| 女性 | 1,000 | 245 | 24.5% |
| 男性 | 1,000 | 274 | 27.4% |
| LGBTQ・無回答 | — | 5 | — |

【参考】平成29年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査

- (1) 調査対象 紫波町在住の20歳以上の個人
- (2) 対象者数 2,000人（女性1,000人、男性1,000人）
- (3) 抽出方法 住民基本台帳を基に層化無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送配布－郵送回収
- (5) 調査期間 平成30年2月～平成30年3月
- (6) 調査実施機関 紫波町役場企画課協働広報室
- (7) 回収状況

| | 標本数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|----|-------|-------|-------|
| 総数 | 2,000 | 694 | 34.7% |
| 女性 | 1,000 | 416 | 41.6% |
| 男性 | 1,000 | 278 | 27.8% |

【回答者の属性】

| 1 性別 | R4 | | H29 | |
|---------|-----|-------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 男性 | 274 | 52.3% | 278 | 40.1% |
| 女性 | 245 | 46.8% | 416 | 59.9% |
| LGBTQ | 1 | 0.2% | — | — |
| 回答したくない | 2 | 0.4% | — | — |
| 回答なし | 2 | 0.4% | — | — |
| 計 | 524 | | 694 | |

2 年齢

| | R4 | | | | | H29 | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 割合 | 男性 | 女性 | 計 | 割合 |
| 20代 | 11 | 26 | 1 | 0 | 0 | 38 | 7.3% | 23 | 21 | 44 | 6.3% |
| 30代 | 61 | 33 | 0 | 0 | 0 | 94 | 17.9% | 20 | 46 | 66 | 9.5% |
| 40代 | 72 | 47 | 0 | 1 | 0 | 120 | 22.9% | 28 | 78 | 106 | 15.3% |
| 50代 | 46 | 37 | 0 | 0 | 0 | 83 | 15.8% | 55 | 84 | 139 | 20.0% |
| 60代 | 37 | 45 | 0 | 0 | 0 | 82 | 15.6% | 103 | 133 | 236 | 34.0% |
| 70代以上 | 47 | 57 | 0 | 1 | 0 | 105 | 20.0% | 48 | 52 | 100 | 14.4% |
| 回答なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0.4% | 1 | 2 | 3 | 0.4% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | | 278 | 416 | | |
| | 52.3% | 46.8% | 0.2% | 0.4% | 0.4% | n= | 524 | 40.1% | 59.9% | n= | 694 |

3 結婚

| | R4 | | H29 | |
|---------------|-----|-------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 結婚している（事実婚含む） | 393 | 75.0% | 540 | 77.8% |
| 結婚していない | 88 | 16.8% | 81 | 11.7% |
| 離婚・死別した | 41 | 7.8% | 68 | 9.8% |
| 回答なし | 2 | 0.4% | 5 | 0.7% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

4 家族構成

| | R4 | | H29 | |
|--------|-----|-------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 単身 | 32 | 6.1% | 37 | 5.3% |
| 夫婦のみ | 132 | 25.2% | 158 | 22.8% |
| 二世世代家族 | 255 | 48.7% | 314 | 45.2% |
| 三世世代家族 | 90 | 17.2% | 148 | 21.3% |
| その他 | 11 | 2.1% | 32 | 4.6% |
| 回答なし | 4 | 0.8% | 5 | 0.7% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

5 職業

| | R4 | | | | | H29 | | | | | | |
|-----------|-----|----|-------|---------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 割合 | 男性 | 女性 | 計 | 割合 | |
| 自営業 | 34 | 25 | 1 | 1 | 0 | 61 | 11.6% | 44 | 34 | 78 | 11.2% | |
| フルタイム | 180 | 83 | 0 | 1 | 0 | 264 | 50.4% | 126 | 115 | 241 | 34.7% | |
| パート・アルバイト | 19 | 49 | 0 | 0 | 0 | 68 | 13.0% | 25 | 98 | 123 | 17.7% | |
| 専業主婦・主夫 | 6 | 72 | 0 | 0 | 0 | 78 | 14.9% | 2 | 74 | 76 | 11.0% | |
| 学生 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 8 | 1.5% | 7 | 6 | 13 | 1.9% | |
| その他 | 31 | 8 | 0 | 0 | 0 | 39 | 7.4% | 10 | 12 | 22 | 3.2% | |
| 回答なし | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6 | 1.1% | 3 | 5 | 8 | 1.2% | |
| | | | | | | n= | 524 | 年金 | 61 | 72 | 133 | 19.2% |
| | | | | | | | | | n= | 694 | | |

6 配偶者の職業

| | R4 | | | | | | H29 | | | | | |
|-----------|----|----|-------|---------|------|--------|-------|----|-----|--------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 割合 | 男性 | 女性 | 計 | 割合 | |
| 自営業 | 19 | 39 | 0 | 0 | 0 | 58 | 13.4% | 14 | 44 | 58 | 10.7% | |
| フルタイム | 72 | 86 | 0 | 0 | 0 | 158 | 36.4% | 50 | 164 | 214 | 39.6% | |
| パート・アルバイト | 60 | 9 | 0 | 0 | 0 | 69 | 15.9% | 72 | 23 | 95 | 17.6% | |
| 専業主婦・主夫 | 51 | 28 | 0 | 1 | 0 | 80 | 18.4% | 41 | 3 | 44 | 8.1% | |
| 学生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 1 | 1 | 0.2% | |
| その他 | 15 | 22 | 0 | 0 | 0 | 37 | 8.5% | 2 | 8 | 10 | 1.9% | |
| 回答なし | 15 | 14 | 1 | 1 | 1 | 32 | 7.4% | 0 | 3 | 3 | 0.6% | |
| | | | | | | n= 434 | | 年金 | 45 | 70 | 115 | 21.3% |
| | | | | | | | | | | n= 540 | | |

【家庭生活について】

問1 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方を、あなたはどのように思いますか。

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|-----------|-------|-------|-------|---------|------|--------|-------|--------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 同感する | 14 | 7 | 0 | 0 | 1 | 22 | 20 | 13 | 33 |
| | 5.1% | 2.9% | 0% | 0% | 50% | 4.2% | 7.2% | 3.1% | 4.8% |
| 同感できない | 139 | 162 | 1 | 0 | 0 | 302 | 120 | 217 | 337 |
| | 50.7% | 66.1% | 100% | 0% | 0% | 57.6% | 43.2% | 52.2% | 48.6% |
| どちらともいえない | 104 | 69 | 0 | 1 | 1 | 175 | 120 | 156 | 276 |
| | 38.0% | 28.2% | 0% | 50% | 50% | 33.4% | 43.2% | 37.5% | 39.8% |
| わからない | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 3 | 5 | 8 |
| | 2.2% | 0.4% | 0% | 0% | 0% | 1.3% | 1.1% | 1.2% | 1.2% |
| 回答なし | 11 | 6 | 0 | 1 | 0 | 18 | 15 | 25 | 40 |
| | 4.0% | 2.4% | 0% | 50% | 0% | 3.4% | 5.4% | 6.0% | 5.8% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 | |
| | | | | | | n= 524 | | n= 694 | |

問2 (配偶者・パートナーと同居されている方) あなたの家庭では、家庭内の役割分担をどのようにしていますか。

| | 現状 | | | | | 理想 | | | |
|------------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 主に夫 | 主に妻 | 共同 | その他 | 経験なし | 主に夫 | 主に妻 | 共同 | その他 |
| 食料品等の買い物 | 10 | 104 | 97 | 6 | — | 3 | 27 | 170 | 11 |
| | 4.6% | 47.9% | 44.7% | 2.8% | — | 1.4% | 12.8% | 80.6% | 5.2% |
| 食事のしたく | 10 | 149 | 49 | 9 | — | 2 | 54 | 139 | 16 |
| | 4.6% | 68.7% | 22.6% | 4.1% | — | 0.9% | 25.6% | 65.9% | 7.6% |
| 食後の後片付け | 19 | 101 | 87 | 10 | — | 8 | 25 | 165 | 12 |
| | 8.8% | 46.5% | 40.1% | 4.6% | — | 3.8% | 11.9% | 78.6% | 5.7% |
| 掃除・洗濯 | 14 | 113 | 84 | 6 | — | 5 | 33 | 158 | 14 |
| | 6.5% | 52.1% | 38.7% | 2.8% | — | 2.4% | 15.7% | 75.2% | 6.7% |
| 生活費の管理 | 46 | 102 | 60 | 7 | — | 11 | 56 | 131 | 13 |
| | 21.4% | 47.4% | 27.9% | 3.3% | — | 5.2% | 26.5% | 62.1% | 6.2% |
| 乳幼児の世話・育児 | 3 | 107 | 62 | 15 | 21 | 0 | 15 | 167 | 18 |
| | 1.4% | 51.4% | 29.8% | 7.2% | 10.1% | 0.0% | 7.5% | 83.5% | 9.0% |
| 子どものしつけ・勉強 | 9 | 71 | 96 | 9 | 24 | 4 | 3 | 178 | 16 |
| | 4.3% | 34.0% | 45.9% | 4.3% | 11.5% | 2.0% | 1.5% | 88.6% | 8.0% |
| 子どもの行事参加 | 4 | 76 | 98 | 7 | 24 | 0 | 4 | 181 | 15 |
| | 1.9% | 36.4% | 46.9% | 3.3% | 11.5% | 0.0% | 2.0% | 90.5% | 7.5% |
| 町内行事参加 | 70 | 47 | 72 | 10 | 17 | 17 | 6 | 170 | 16 |
| | 32.4% | 21.8% | 33.3% | 4.6% | 7.9% | 8.1% | 2.9% | 81.3% | 7.7% |
| 高齢者の世話・介護 | 8 | 42 | 50 | 15 | 98 | 1 | 6 | 148 | 39 |
| | 3.8% | 19.7% | 23.5% | 7.0% | 46.0% | 0.5% | 3.1% | 76.3% | 20.1% |

| (女性) | 現状 | | | | | 理想 | | | |
|------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 主に夫 | 主に妻 | 共同 | その他 | 経験なし | 主に夫 | 主に妻 | 共同 | その他 |
| 食料品等の買い物 | 11 | 91 | 67 | 11 | — | 2 | 34 | 124 | 13 |
| | 6.1% | 50.6% | 37.2% | 6.1% | — | 1.2% | 19.7% | 71.7% | 7.5% |
| 食事のしたく | 4 | 137 | 28 | 11 | — | 1 | 41 | 120 | 12 |
| | 2.2% | 76.1% | 15.6% | 6.1% | — | 0.6% | 23.6% | 69.0% | 6.9% |
| 食後の後片付け | 10 | 111 | 47 | 12 | — | 6 | 26 | 127 | 13 |
| | 5.6% | 61.7% | 26.1% | 6.7% | — | 3.5% | 15.1% | 73.8% | 7.6% |
| 掃除・洗濯 | 9 | 119 | 41 | 11 | — | 2 | 26 | 131 | 14 |
| | 5.0% | 66.1% | 22.8% | 6.1% | — | 1.2% | 15.0% | 75.7% | 8.1% |
| 生活費の管理 | 20 | 102 | 47 | 11 | — | 8 | 53 | 100 | 11 |
| | 11.1% | 56.7% | 26.1% | 6.1% | — | 4.7% | 30.8% | 58.1% | 6.4% |
| 乳幼児の世話・育児 | 3 | 79 | 54 | 10 | 24 | 0 | 14 | 129 | 14 |
| | 1.8% | 46.5% | 31.8% | 5.9% | 14.1% | 0.0% | 8.9% | 82.2% | 8.9% |
| 子どものしつけ・勉強 | 3 | 62 | 75 | 8 | 22 | 2 | 5 | 141 | 12 |
| | 1.8% | 36.5% | 44.1% | 4.7% | 12.9% | 1.3% | 3.1% | 88.1% | 7.5% |
| 子どもの行事参加 | 6 | 71 | 62 | 8 | 24 | 5 | 6 | 135 | 12 |
| | 3.5% | 41.5% | 36.3% | 4.7% | 14.0% | 3.2% | 3.8% | 85.4% | 7.6% |
| 町内行事参加 | 34 | 52 | 73 | 6 | 14 | 21 | 5 | 129 | 13 |
| | 19.0% | 29.1% | 40.8% | 3.4% | 7.8% | 12.5% | 3.0% | 76.8% | 7.7% |
| 高齢者の世話・介護 | 2 | 46 | 46 | 6 | 74 | 1 | 3 | 131 | 25 |
| | 1.1% | 26.4% | 26.4% | 3.4% | 42.5% | 0.6% | 1.9% | 81.9% | 15.6% |

問3 家庭生活において、配偶者・パートナーは対等な存在だと思いますか。

| | 性別 | | | | | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | |
| そう思う | 160 | 123 | 1 | 1 | 1 | 286 |
| | 58.4% | 50.2% | 100% | 50% | 50% | 54.6% |
| どちらかといえばそう思う | 71 | 65 | 0 | 0 | 1 | 137 |
| | 25.9% | 26.5% | 0% | 0% | 50% | 26.1% |
| あまりそう思わない | 20 | 21 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| | 7.3% | 8.6% | 0% | 0% | 0% | 7.8% |
| そう思わない | 8 | 18 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| | 2.9% | 7.3% | 0% | 0% | 0% | 5.0% |
| どちらともいえない | 13 | 14 | 0 | 1 | 0 | 28 |
| | 4.7% | 5.7% | 0% | 50% | 0% | 5.3% |
| 回答なし | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 0.7% | 1.6% | 0% | 0% | 0% | |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | |
| | | | | | n= | 524 |

問4 少子化が進んでいますが、その理由についてどのように考えますか。（複数回答）

| | R4 | H29 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 結婚しない人の増加 | 327 62.4% | 475 68.4% |
| 経済的な余裕がない | 284 54.2% | 370 53.3% |
| 教育費が高い | 175 33.4% | 269 38.8% |
| 晩婚化 | 174 33.2% | 279 40.2% |
| 子育てと仕事の両立が困難 | 170 32.4% | 310 44.7% |
| 必ずしも子どもが必要でない | 122 23.3% | 93 13.4% |
| 女性の社会進出 | 97 18.5% | — — |
| 育児に対する不安 | 33 6.3% | 62 8.9% |
| 不妊治療費が高額 | 29 5.5% | — — |
| 不妊治療と仕事の両立が困難 | 26 5.0% | — — |
| パートナーの協力が得られない | 21 4.0% | — — |
| 子どもを育てる住宅事情ではない | 10 1.9% | 30 4.3% |
| パートナーが望まない | 9 1.7% | — — |
| その他 | 23 4.4% | 29 4.2% |
| 回答なし | 2 0.4% | 5 0.7% |
| | n= 524 | n= 694 |

※「その他」の内容：出会いがなく結婚できない、子育ての魅力が相対的に低下している、社会全体が子育て世代への理解がなく子育てしづらい

問5 現在どのように子育てに関わっていますか。（複数回答）

| | R4 | H29 |
|----------|-----------|-----------|
| 関わっていない | 201 38.4% | 254 36.6% |
| 自分の子ども | 195 37.2% | 208 30.0% |
| 孫 | 79 15.1% | 145 20.9% |
| きょうだい子ども | 39 7.4% | — — |
| 地域活動 | 38 7.3% | 71 10.2% |
| 仕事 | 31 5.9% | 45 6.5% |
| その他 | 6 1.1% | 24 3.5% |
| 回答なし | 17 3.2% | 35 5.0% |
| | n= 524 | n= 694 |

問6-1 あなた自身は子育てにどのように関わっていますか。(複数回答)

| | R4 | | | | | H29 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------|---------|------|-------------|-------------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 男性 | 女性 |
| 世話を毎日する | 50 54.9% | 45 90.0% | — | — | — | 21 52.5% | 69 83.1% |
| パートナーの代わりに世話をする | 43 47.3% | 8 16.0% | — | — | — | 16 40.0% | 10 12.0% |
| しつけ | 49 53.8% | 34 68.0% | — | — | — | 24 60.0% | 51 61.4% |
| 進路を考える | 25 27.5% | 11 22.0% | — | — | — | 9 22.5% | 15 18.1% |
| 通学・習い事の送迎 | 26 28.6% | 18 36.0% | — | — | — | 19 47.5% | 30 36.1% |
| 保育施設・学校に関わること | 17 18.7% | 21 42.0% | — | — | — | 1 2.5% | 41 49.4% |
| スポ少や部活動に関わること | 14 15.4% | 2 4.0% | — | — | — | 11 27.5% | 14 16.9% |
| パートナーの悩みを聞く | 13 14.3% | 1 2.0% | — | — | — | 8 20.0% | 4 4.8% |
| 特に関わらない | 1 1.1% | 0 0.0% | — | — | — | 0 0.0% | 0 0.0% |
| その他 | 1 1.1% | 1 2.0% | — | — | — | 0 0.0% | 4 4.8% |
| n= | 91 | 50 | 0 | 0 | 0 | 40 | 83 |

問6-2 あなたの配偶者・パートナーは子育てにどのように関わっていますか。(複数回答)

| | R4 | | | | | H29 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------|---------|------|-------------|-------------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 男性 | 女性 |
| 世話を毎日する | 70 78.7% | 26 56.5% | — | — | — | 29 96.7% | 22 27.5% |
| パートナーの代わりに世話をする | 13 14.6% | 20 43.5% | — | — | — | 4 13.3% | 31 38.8% |
| しつけ | 44 49.4% | 25 54.3% | — | — | — | 17 56.7% | 33 41.3% |
| 進路を考える | 17 19.1% | 12 26.1% | — | — | — | 6 20.0% | 27 33.8% |
| 通学・習い事の送迎 | 38 42.7% | 11 23.9% | — | — | — | 14 46.7% | 26 32.5% |
| 保育施設・学校に関わること | 38 42.7% | 12 26.1% | — | — | — | 13 43.3% | 13 16.3% |
| スポ少や部活動に関わること | 14 15.7% | 7 15.2% | — | — | — | 2 6.7% | 15 18.8% |
| パートナーの悩みを聞く | 4 4.5% | 6 13.0% | — | — | — | 4 13.3% | 17 21.3% |
| 特に関わらない | 2 2.2% | 2 4.3% | — | — | — | 0 0.0% | 10 12.5% |
| その他 | 3 3.4% | 0 0.0% | — | — | — | 0 0.0% | 3 3.8% |
| n= | 89 | 46 | 0 | 0 | 0 | 30 | 80 |

問7 子育て支援策としてどのようなことが必要だと思いますか。

| | R4 | | H29 | |
|--------------|-----|-------|-----|-------|
| 教育費の軽減・無償化 | 284 | 54.2% | 304 | 43.8% |
| 経済的負担を軽減する手当 | 268 | 51.1% | 331 | 47.7% |
| 保育施設 | 267 | 51.0% | 370 | 53.3% |
| 仕事との両立支援 | 195 | 37.2% | 286 | 41.2% |
| 下校後の預かり施設 | 135 | 25.8% | 223 | 32.1% |
| 労働時間の短縮 | 90 | 17.2% | 141 | 20.3% |
| 育児相談 | 85 | 16.2% | 131 | 18.9% |
| 男性が学ぶ機会 | 55 | 10.5% | 27 | 3.9% |
| わからない | 12 | 2.3% | 14 | 2.0% |
| 特に必要ない | 5 | 1.0% | 8 | 1.2% |
| その他 | 12 | 2.3% | 14 | 2.0% |
| 回答なし | 24 | 4.6% | 32 | 4.6% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

※「その他」の内容：賃金の増額、地域社会での助け合い、早婚化の推奨

【介護について】

問8 介護が必要になった場合、だれに介護してもらいたいですか。（複数選択）

| | R4 | | | | | H29 | |
|------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 男性 | 女性 |
| 配偶者 | 191 | 113 | 0 | 1 | 0 | 197 | 201 |
| | 69.7% | 46.1% | 0% | 50% | 0% | 70.9% | 48.3% |
| 息子 | 49 | 38 | 0 | 1 | 1 | 41 | 58 |
| | 17.9% | 15.5% | 0% | 50% | 50% | 14.7% | 13.9% |
| 娘 | 65 | 92 | 0 | 0 | 0 | 69 | 164 |
| | 23.7% | 37.6% | 0% | 0% | 0% | 24.8% | 39.4% |
| 息子の妻 | 8 | 9 | 0 | 0 | 0 | 14 | 17 |
| | 2.9% | 3.7% | 0% | 0% | 0% | 5.0% | 4.1% |
| 娘の夫 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 1.1% | 0.0% | 0% | 0% | 0% | 0.0% | 0.5% |
| その他の家族や親せき | 15 | 13 | 0 | 0 | 0 | 9 | 10 |
| | 5.5% | 5.3% | 0% | 0% | 0% | 3.2% | 2.4% |
| ホームヘルパー | 144 | 139 | 0 | 0 | 2 | 143 | 250 |
| | 52.6% | 56.7% | 0% | 0% | 100% | 51.4% | 60.1% |
| 介護施設 | 198 | 189 | 0 | 1 | 2 | 197 | 298 |
| | 72.3% | 77.1% | 0% | 50% | 100% | 70.9% | 71.6% |
| わからない | 46 | 38 | 0 | 1 | 1 | 45 | 66 |
| | 16.8% | 15.5% | 0% | 50% | 50% | 16.2% | 15.9% |
| 回答なし | 6 | 6 | 1 | 0 | 0 | 4 | 8 |
| | 2.2% | 2.4% | 100% | 0% | 0% | 1.4% | 1.9% |
| n= | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | 278 | 416 |

【健康について】

問9 生涯健康でいるために重要だと思うことはなんですか。（複数選択）

| | R4 | | H29 | |
|--------------|-----|-------|-----|-------|
| 定期的な健康診断 | 413 | 78.8% | 524 | 75.5% |
| 運動 | 337 | 64.3% | 451 | 65.0% |
| 食生活の改善 | 307 | 58.6% | 442 | 63.7% |
| 医療機関の充実 | 101 | 19.3% | 137 | 19.7% |
| 介護予防 | 76 | 14.5% | 113 | 16.3% |
| 予防接種 | 63 | 12.0% | 39 | 5.6% |
| 職場の理解・協力 | 62 | 11.8% | 57 | 8.2% |
| 家族の理解・協力 | 56 | 10.7% | 79 | 11.4% |
| 健康に関する情報収集 | 33 | 6.3% | 39 | 5.6% |
| 健康・悩みごと相談の充実 | 26 | 5.0% | 52 | 7.5% |
| たばこ対策 | 21 | 4.0% | 39 | 5.6% |
| 回答なし | 10 | 1.9% | 10 | 1.4% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

問10 あなたは過去1年間に健診等を受診しましたか。（複数選択）

| | 性別 | | | | |
|------------|-------|-------|-------|---------|------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし |
| 町の健診を受けた | 43 | 88 | 0 | 0 | 2 |
| | 15.7% | 35.9% | 0% | 0% | 100% |
| 学校の健診を受けた | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | 0.7% | 2.9% | 0% | 0% | 0% |
| 勤務先の健診を受けた | 183 | 113 | 0 | 2 | 0 |
| | 66.8% | 46.1% | 0% | 100% | 0% |
| 人間ドックを受けた | 29 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| | 10.6% | 4.9% | 0% | 0% | 0% |
| 受けていない | 26 | 36 | 0 | 0 | 0 |
| | 9.5% | 14.7% | 0% | 0% | 0% |
| 回答なし | 6 | 9 | 1 | 0 | 0 |
| | 2.2% | 3.7% | 100% | 0% | 0% |
| | n= | 274 | 245 | 1 | 2 |

問11 健診等を受診しない理由はなんですか。（複数選択）

| | 性別 | | 割合 | |
|-------------|----|----|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 知らなかった | 2 | 5 | 7.7% | 13.9% |
| 時間がとれなかった | 8 | 5 | 30.8% | 13.9% |
| 場所が遠い | 2 | 5 | 7.7% | 13.9% |
| 費用がかかる | 4 | 6 | 15.4% | 16.7% |
| 検査が不安 | 2 | 2 | 7.7% | 5.6% |
| 医療機関に通院している | 4 | 4 | 15.4% | 11.1% |
| 必要性を感じない | 2 | 2 | 7.7% | 5.6% |
| 健康状態に自信がある | 1 | 2 | 3.8% | 5.6% |
| いつでも受診できる | 5 | 12 | 19.2% | 33.3% |
| 結果が不安 | 4 | 2 | 15.4% | 5.6% |
| めんどう | 5 | 6 | 19.2% | 16.7% |
| その他 | 2 | 5 | 7.7% | 13.9% |
| 回答なし | 0 | 2 | 0.0% | 5.6% |
| | n= | 26 | 36 | |

※「その他」の内容：健保入会前に町の健診があり断られた、育休中で受診できなかった、小さい子どもがいるから

問12 (女性限定) 過去2年間に、以下の検診を受けましたか。(複数選択)

(子宮頸がん)

| | | |
|------------|-----|-------|
| 町の検診を受けた | 66 | 26.9% |
| 勤務先の検診を受けた | 48 | 19.6% |
| 受けていない | 104 | 42.4% |
| その他 | 28 | 11.4% |
| 回答なし | 7 | 2.9% |
| n= | | 245 |

※「その他」の内容：通院中の病院で受けた、個人で受診している

(乳がん)

| | | |
|------------|-----|-------|
| 町の検診を受けた | 72 | 29.4% |
| 勤務先の検診を受けた | 46 | 18.8% |
| 受けていない | 121 | 49.4% |
| その他 | 9 | 3.7% |
| 回答なし | 4 | 1.6% |
| n= | | 245 |

※「その他」の内容：通院中の病院で受けた、人間ドックで受けている、対象年齢でない

問13 (女性限定) 子宮頸がん・乳がん検診を受診しない理由はなんですか。(複数選択)

| | | |
|------------|----|-------|
| 知らなかった | 9 | 6.4% |
| 時間がとれなかった | 24 | 17.0% |
| 場所が遠い | 4 | 2.8% |
| 費用がかかる | 14 | 9.9% |
| 恥ずかしい | 16 | 11.3% |
| 検査に伴う苦痛が不安 | 23 | 16.3% |
| 健康に自信がある | 15 | 10.6% |
| いつでも受診できる | 32 | 22.7% |
| がんと分かるのが怖い | 2 | 1.4% |
| めんどろ | 18 | 12.8% |
| その他 | 27 | 19.1% |
| 回答なし | 8 | 5.7% |
| n= | | 141 |

※「その他」の内容：自己診断で異常がない、がんだった場合治療費がない、混んでいるから、子どもを連れていけないため、病気であっても前向きに受け止められるから、まだいいかなと思う

【就業・働きやすさについて】

問14 (就業者限定) あなたの職場では、男性と女性の待遇が平等だと思いますか。

| | R4 | | | | | 計 | H29 | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | | 男性 | 女性 | |
| 思う | 109 | 75 | 0 | 0 | 0 | 184 | 68 | 67 | |
| | 41.0% | 44.9% | 0% | 0% | 0% | 42.0% | 28.0% | 28.4% | |
| 思わない | 79 | 33 | 0 | 2 | 0 | 114 | 66 | 52 | |
| | 29.7% | 19.8% | 0% | 100% | 0% | 26.0% | 27.2% | 22.0% | |
| わからない | 42 | 41 | 1 | 0 | 0 | 84 | 17 | 24 | |
| | 15.8% | 24.6% | 100% | 0% | 0% | 19.2% | 7.0% | 10.2% | |
| 回答なし | 36 | 18 | 0 | 0 | 2 | 56 | 92 | 93 | |
| | 13.5% | 10.8% | 0% | 0% | 100% | 12.8% | 37.9% | 39.4% | |
| 計 | 266 | 167 | 1 | 2 | 2 | | 243 | 236 | |
| | n= | | | | | | 438 | | |

問15 (就業者限定) 職業を持っている主な理由はなんですか。(複数選択)

| | R4 | | | | | 計 | H29 | |
|-----------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | | 男性 | 女性 |
| 生計維持 | 199 | 103 | 1 | 2 | 0 | 305 | 128 | 105 |
| | 74.8% | 61.7% | 100% | 100% | 0% | 69.6% | 52.7% | 44.5% |
| 家計の足し | 40 | 41 | 0 | 1 | 0 | 82 | 40 | 34 |
| | 15.0% | 24.6% | 0% | 50% | 0% | 18.7% | 16.5% | 14.4% |
| 住宅ローン返済 | 78 | 34 | 0 | 0 | 0 | 112 | 35 | 18 |
| | 29.3% | 20.4% | 0% | 0% | 0% | 25.6% | 14.4% | 7.6% |
| 教育資金 | 34 | 14 | 0 | 0 | 0 | 48 | 20 | 22 |
| | 12.8% | 8.4% | 0% | 0% | 0% | 11.0% | 8.2% | 9.3% |
| 貯蓄 | 68 | 49 | 1 | 0 | 0 | 118 | 41 | 47 |
| | 25.6% | 29.3% | 100% | 0% | 0% | 26.9% | 16.9% | 19.9% |
| 自由に使えるお金 | 46 | 47 | 1 | 2 | 0 | 96 | 32 | 40 |
| | 17.3% | 28.1% | 100% | 100% | 0% | 21.9% | 13.2% | 16.9% |
| 生きがい | 28 | 28 | 0 | 0 | 0 | 56 | 18 | 24 |
| | 10.5% | 16.8% | 0% | 0% | 0% | 12.8% | 7.4% | 10.2% |
| 能力・資格を生かす | 23 | 23 | 0 | 0 | 0 | 46 | 23 | 28 |
| | 8.6% | 13.8% | 0% | 0% | 0% | 10.5% | 9.5% | 11.9% |
| 視野を広げる | 5 | 10 | 0 | 0 | 0 | 15 | 4 | 11 |
| | 1.9% | 6.0% | 0% | 0% | 0% | 3.4% | 1.6% | 4.7% |
| 社会貢献 | 34 | 11 | 0 | 0 | 0 | 45 | 20 | 7 |
| | 12.8% | 6.6% | 0% | 0% | 0% | 10.3% | 8.2% | 3.0% |
| 仕事が好き | 13 | 17 | 0 | 0 | 0 | 30 | 7 | 14 |
| | 4.9% | 10.2% | 0% | 0% | 0% | 6.8% | 2.9% | 5.9% |
| 働くのが当然 | 42 | 22 | 0 | 0 | 0 | 64 | 30 | 30 |
| | 15.8% | 13.2% | 0% | 0% | 0% | 14.6% | 12.3% | 12.7% |
| 時間に余裕がある | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 12 | 2 | 2 |
| | 2.3% | 3.6% | 0% | 0% | 0% | 2.7% | 0.8% | 0.8% |
| 家業だから | 15 | 6 | 0 | 0 | 0 | 21 | 9 | 14 |
| | 5.6% | 3.6% | 0% | 0% | 0% | 4.8% | 3.7% | 5.9% |
| 再就職が難しいから | 21 | 15 | 0 | 1 | 0 | 37 | 7 | 25 |
| | 7.9% | 9.0% | 0% | 50% | 0% | 8.4% | 2.9% | 10.6% |
| その他 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | 2.3% | 1.2% | 0% | 0% | 0% | 1.8% | 0.0% | 0.0% |
| 回答なし | 36 | 16 | 0 | 0 | 2 | 54 | 93 | 91 |
| | 13.5% | 9.6% | 0% | 0% | 100% | 12.3% | 38.3% | 38.6% |
| 計 | 266 | 167 | 1 | 2 | 2 | | 243 | 236 |

n= 438

※「その他」の内容：まだ健康だから、後任者が見つからないから、人手不足

問16 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。

| | R4 | | | | | 計 | H29 | |
|------------|-------|-------|-------|---------|------|--------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | | 男性 | 女性 |
| 大変働きやすい | 16 | 11 | 0 | 0 | 0 | 27 | 7 | 5 |
| | 5.8% | 4.5% | 0% | 0% | 0% | 5.2% | 2.5% | 1.2% |
| ある程度働きやすい | 120 | 114 | 1 | 0 | 0 | 235 | 139 | 159 |
| | 43.8% | 46.5% | 100% | 0% | 0% | 44.8% | 50.0% | 38.2% |
| あまり働きやすくない | 60 | 50 | 0 | 2 | 0 | 112 | 66 | 101 |
| | 21.9% | 20.4% | 0% | 100% | 0% | 21.4% | 23.7% | 24.3% |
| 働きやすくない | 34 | 29 | 0 | 0 | 0 | 63 | 30 | 67 |
| | 12.4% | 11.8% | 0% | 0% | 0% | 12.0% | 10.8% | 16.1% |
| どちらともいえない | 18 | 20 | 0 | 0 | 0 | 38 | 18 | 40 |
| | 6.6% | 8.2% | 0% | 0% | 0% | 7.3% | 6.5% | 9.6% |
| わからない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 9 | 24 |
| | 5.5% | 0.0% | 0% | 0% | 0% | 2.9% | 3.2% | 5.8% |
| 回答なし | 11 | 6 | 0 | 0 | 2 | 19 | 9 | 16 |
| | 4.0% | 2.4% | 0% | 0% | 100% | 3.6% | 3.2% | 3.8% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 |
| | | | | | | n= 524 | | |

問17 男女が共に育児・介護と仕事を両立するために必要だと思うことはなんですか。（複数選択）

（男性に必要なこと）

| | | |
|------------|--------|-------|
| 労働時間短縮 | 300 | 57.3% |
| 休暇制度充実 | 281 | 53.6% |
| 社会通念の改善 | 258 | 49.2% |
| 給与・役職の格差是正 | 125 | 23.9% |
| 家事時間短縮 | 30 | 5.7% |
| 相談窓口設置 | 43 | 8.2% |
| 職業研修充実 | 41 | 7.8% |
| 再就職情報提供 | 30 | 5.7% |
| 施設・サービス拡充 | 149 | 28.4% |
| その他 | 12 | 2.3% |
| 回答なし | 46 | 8.8% |
| | n= 524 | |

※「その他」の内容：家事に時間を割けるほどの資金、自炊力、両立しなければという社会的強迫観念の緩和、相互理解

（女性に必要なこと）

| | | |
|------------|--------|-------|
| 労働時間短縮 | 189 | 36.1% |
| 休暇制度充実 | 241 | 46.0% |
| 社会通念の改善 | 109 | 20.8% |
| 給与・役職の格差是正 | 160 | 30.5% |
| 家事時間短縮 | 158 | 30.2% |
| 相談窓口設置 | 48 | 9.2% |
| 職業研修充実 | 23 | 4.4% |
| 再就職情報提供 | 187 | 35.7% |
| 施設・サービス拡充 | 198 | 37.8% |
| その他 | 9 | 1.7% |
| 回答なし | 50 | 9.5% |
| | n= 524 | |

※「その他」の内容：シングルであっても困らない社会、安定した収入、女がやりすぎない、男性がやるのをじっと待つ

問18 (離職・就業形態変更経験者のみ) あてはまる離職理由を選んでください。(複数選択)

| | 性別 | | | | | 計 |
|-----------|-------------|-------------|-------|-----------|-----------|--------------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | |
| 介護で離職 | 5 6.4% | 14 11.2% | — | 0 0% | 1 100% | 20 9.8% |
| 介護で変更 | 1 1.3% | 5 4.0% | — | 0 0% | 0 0% | 6 2.9% |
| 結婚で離職 | 4 5.1% | 42 33.6% | — | 0 0% | 0 0% | 46 22.4% |
| 結婚で変更 | 0 0.0% | 10 8.0% | — | 0 0% | 0 0% | 10 4.9% |
| 出産・育児で離職 | 2 2.6% | 49 39.2% | — | 0 0% | 0 0% | 51 24.9% |
| 出産・育児で変更 | 1 1.3% | 21 16.8% | — | 0 0% | 0 0% | 22 10.7% |
| 上記以外で離職した | 72 92.3% | 46 36.8% | — | 1 100% | 0 0% | 119 58.0% |
| 計 | 78 | 125 | 0 | 1 | 1 | n= 205 |

問19 (離職・就業形態変更経験者のみ) 離職を選択した要因はなんですか。(複数選択)

| | 性別 | | | | | 計 |
|-------------|------------|-------------|-------|---------|-----------|-------------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | |
| 体を大事にしたい | 4 36.4% | 17 18.1% | — | — | 0 0% | 21 19.8% |
| 家事や育児に専念したい | 1 9.1% | 31 33.0% | — | — | 0 0% | 32 30.2% |
| 両立が困難と感じた | 3 27.3% | 45 47.9% | — | — | 1 100% | 49 46.2% |
| 経済的に必要なくなった | 0 0% | 4 4.3% | — | — | 0 0% | 4 3.8% |
| 職場の支援が不十分 | 4 36.4% | 21 22.3% | — | — | 0 0% | 25 23.6% |
| 家族のサポートが不十分 | 3 27.3% | 15 16.0% | — | — | 1 100% | 19 17.9% |
| 家族の意見 | 1 9.1% | 15 16.0% | — | — | 0 0% | 16 15.1% |
| その他 | 5 45.5% | 16 17.0% | — | — | 0 0% | 21 19.8% |
| 計 | 11 | 94 | 0 | 0 | 1 | n= 106 |

※「その他」の内容：通勤が困難だった、先に産休取得した人がいて取得できなかった、心のゆとりがなかった、人間関係がづらくなった

【家族経営協定について】

問20 (農林漁業従事者のみ) 労働報酬を家族に支払って(受け取って)いますか。

| | R4 | H29 |
|-----|----------|----------|
| いる | 24 35.3% | 27 30.7% |
| いない | 44 64.7% | 61 69.3% |
| n= | 68 | 88 |

問21 (農林漁業従事者のみ) 労働報酬などの金銭的な評価をすべきだと思いますか。

| | R4 | | H29 | |
|-------------|----|-------|-----|-------|
| すべき | 40 | 59.7% | 57 | 64.8% |
| 家族だから不要 | 10 | 14.9% | 9 | 10.2% |
| 他に収入があるから不要 | 6 | 9.0% | 7 | 8.0% |
| わからない | 9 | 13.4% | 10 | 11.4% |
| その他 | 2 | 3.0% | 5 | 5.7% |
| | n= | 67 | n= | 88 |

※「その他」の内容：支払えるだけの収入がない

【社会生活について】

問22 地域で次のようなことはありますか。(複数選択)

| | R4 | | | | | | H29 | |
|----------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 |
| 会長は男性がする | 95 | 92 | 0 | 0 | 0 | 187 | 127 | 195 |
| | 34.7% | 37.6% | 0% | 0% | 0% | 35.7% | 45.7% | 46.9% |
| 決定は主に男性がする | 60 | 53 | 0 | 0 | 0 | 113 | 77 | 89 |
| | 21.9% | 21.6% | 0% | 0% | 0% | 21.6% | 27.7% | 21.4% |
| 男性が上座に座る | 48 | 49 | 0 | 1 | 0 | 98 | 63 | 100 |
| | 17.5% | 20.0% | 0% | 50% | 0% | 18.7% | 22.7% | 24.0% |
| 女性は発言しにくい | 29 | 18 | 0 | 0 | 1 | 48 | 17 | 39 |
| | 10.6% | 7.3% | 0% | 0% | 50% | 9.2% | 6.1% | 9.4% |
| お茶入れや調理は女性がする | 103 | 127 | 0 | 1 | 1 | 232 | 135 | 251 |
| | 37.6% | 51.8% | 0% | 50% | 50% | 44.3% | 48.6% | 60.3% |
| 男性が取り仕切る | 80 | 60 | 0 | 1 | 1 | 142 | 88 | 143 |
| | 29.2% | 24.5% | 0% | 50% | 50% | 27.1% | 31.7% | 34.4% |
| 出不足金の徴収 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 | 4 | 3 |
| | 1.1% | 1.2% | 0% | 0% | 0% | 1.1% | 1.4% | 0.7% |
| 子ども会の世話役は女性が多い | 106 | 117 | 0 | 1 | 0 | 224 | 132 | 245 |
| | 38.7% | 47.8% | 0% | 50% | 0% | 42.7% | 47.5% | 58.9% |
| いずれもない | 15 | 11 | 1 | 0 | 1 | 28 | 45 | 39 |
| | 5.5% | 4.5% | 100% | 0% | 50% | 5.3% | 16.2% | 9.4% |
| わからない | 89 | 60 | 1 | 1 | 0 | 151 | — | — |
| | 32.5% | 24.5% | 100% | 50% | 0% | 28.8% | — | — |
| 回答なし | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 11 | 14 | 20 |
| | 1.8% | 2.4% | 0% | 0% | 0% | 2.1% | 5.0% | 4.8% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 |
| | | | | | | n= | | 524 |

問23 仕事以外に何か活動していますか。(複数選択)

| | R4 | | | | | | H29 | |
|------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 |
| ボランティア | 31 | 23 | 0 | 1 | 0 | 55 | 111 | 136 |
| | 11.3% | 9.4% | 0% | 50% | 0% | 10.5% | 39.9% | 32.7% |
| 地域活動 | 95 | 62 | 0 | 1 | 1 | 159 | 11 | 11 |
| | 34.7% | 25.3% | 0% | 50% | 50% | 30.3% | 4.0% | 2.6% |
| PTA活動 | 12 | 20 | 0 | 0 | 0 | 32 | 7 | 43 |
| | 4.4% | 8.2% | 0% | 0% | 0% | 6.1% | 2.5% | 10.3% |
| サークル | 52 | 49 | 0 | 1 | 0 | 102 | 36 | 58 |
| | 19.0% | 20.0% | 0% | 50% | 0% | 19.5% | 12.9% | 13.9% |
| 政党・宗教 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 7 | 1 | 1 |
| | 1.1% | 1.6% | 0% | 0% | 0% | 1.3% | 0.4% | 0.2% |
| 地域環境保護 | 28 | 9 | 0 | 1 | 1 | 39 | 31 | 11 |
| | 10.2% | 3.7% | 0% | 50% | 50% | 7.4% | 11.2% | 2.6% |
| 青少年健全育成 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 | 45 | 97 |
| | 1.1% | 1.2% | 0% | 0% | 0% | 1.1% | 16.2% | 23.3% |
| 各種団体活動 | 24 | 23 | 0 | 0 | 0 | 47 | 4 | 4 |
| | 8.8% | 9.4% | 0% | 0% | 0% | 9.0% | 1.4% | 1.0% |
| 国際交流活動 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 32 | 44 |
| | 0.0% | 0.4% | 0% | 0% | 0% | 0.2% | 11.5% | 10.6% |
| 何にも参加していない | 117 | 109 | 1 | 1 | 1 | 229 | 117 | 162 |
| | 42.7% | 44.5% | 100% | 50% | 50% | 43.7% | 42.1% | 38.9% |
| その他 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 10 | 2 |
| | 1.5% | 0.8% | 0% | 0% | 0% | 1.1% | 3.6% | 0.5% |
| 回答なし | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 | 7 | 6 |
| | 2.2% | 0.8% | 0% | 0% | 0% | 1.5% | 2.5% | 1.4% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 |
| | | | | | | n= | | 524 |

問24 (活動者のみ) 活動に参加している理由はなんですか。(複数選択)

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|--------------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | |
| 順番性だから | 55 | 63 | — | 1 | 1 | 120 | 68 | 136 | |
| | 35.0% | 46.3% | — | 100% | 100% | 40.7% | 42.2% | 53.5% | |
| 知識や能力を生かしたい | 27 | 18 | — | 0 | 0 | 45 | 21 | 25 | |
| | 17.2% | 13.2% | — | 0% | 0% | 15.3% | 13.0% | 9.8% | |
| 世の中、地域の役に立つ | 66 | 36 | — | 0 | 1 | 103 | 87 | 72 | |
| | 42.0% | 26.5% | — | 0% | 100% | 34.9% | 54.0% | 28.3% | |
| 自分を成長させたい | 24 | 23 | — | 0 | 0 | 47 | 26 | 57 | |
| | 15.3% | 16.9% | — | 0% | 0% | 15.9% | 16.1% | 22.4% | |
| 教養を身につけたい | 10 | 10 | — | 1 | 0 | 21 | 13 | 21 | |
| | 6.4% | 7.4% | — | 100% | 0% | 7.1% | 8.1% | 8.3% | |
| 実生活に役立つ | 9 | 17 | — | 0 | 1 | 27 | 13 | 33 | |
| | 5.7% | 12.5% | — | 0% | 100% | 9.2% | 8.1% | 13.0% | |
| いろいろな人と関わりたい | 54 | 47 | — | 1 | 0 | 102 | 62 | 89 | |
| | 34.4% | 34.6% | — | 100% | 0% | 34.6% | 38.5% | 35.0% | |
| 時間がある | 13 | 16 | — | 0 | 0 | 29 | 25 | 30 | |
| | 8.3% | 11.8% | — | 0% | 0% | 9.8% | 15.5% | 11.8% | |
| その他 | 20 | 16 | — | 0 | 0 | 36 | 8 | 14 | |
| | 12.7% | 11.8% | — | 0% | 0% | 12.2% | 5.0% | 5.5% | |
| 回答なし | 3 | 2 | — | 0 | 1 | 6 | 11 | 8 | |
| | 1.9% | 1.5% | — | 0% | 100% | 2.0% | 6.8% | 3.1% | |
| 計 | 157 | 136 | 0 | 1 | 1 | | 161 | 254 | |
| | n= 295 | | | | | | | | |

※「その他」の内容：人手不足、幼少期から続けているから、リフレッシュ、ご近所付き合い、断れない状況、半ば強制だから

問25 (非活動者のみ) 活動に参加していない理由はなんですか。(複数選択)

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|-----------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | |
| 関心がない | 52 | 31 | 1 | 0 | 0 | 84 | 57 | 51 | |
| | 44.4% | 28.4% | 100% | 0% | 0% | 36.7% | 48.7% | 31.5% | |
| 仕事が忙しい | 65 | 48 | 1 | 1 | 0 | 115 | 69 | 66 | |
| | 55.6% | 44.0% | 100% | 100% | 0% | 50.2% | 59.0% | 40.7% | |
| 費用がかかる | 16 | 7 | 0 | 1 | 0 | 24 | 20 | 24 | |
| | 13.7% | 6.4% | 0% | 100% | 0% | 10.5% | 17.1% | 14.8% | |
| 適当な活動がない | 18 | 29 | 1 | 0 | 0 | 48 | 36 | 42 | |
| | 15.4% | 26.6% | 100% | 0% | 0% | 21.0% | 30.8% | 25.9% | |
| 家事等が忙しい | 18 | 26 | 0 | 0 | 1 | 45 | 6 | 48 | |
| | 15.4% | 23.9% | 0% | 0% | 100% | 19.7% | 5.1% | 29.6% | |
| 家族の協力がいない | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 6 | |
| | 1.7% | 2.8% | 0% | 0% | 0% | 2.2% | 2.6% | 3.7% | |
| 活動の場がない | 11 | 7 | 0 | 0 | 0 | 18 | 19 | 14 | |
| | 9.4% | 6.4% | 0% | 0% | 0% | 7.9% | 16.2% | 8.6% | |
| 活動を知らない | 31 | 26 | 0 | 0 | 0 | 57 | — | — | |
| | 26.5% | 23.9% | 0% | 0% | 0% | 24.9% | — | — | |
| その他 | 6 | 14 | 0 | 0 | 0 | 20 | 9 | 17 | |
| | 5.1% | 12.8% | 0% | 0% | 0% | 8.7% | 7.7% | 10.5% | |
| 回答なし | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8 | 5 | 13 | |
| | 3.4% | 3.7% | 0% | 0% | 0% | 3.5% | 4.3% | 8.0% | |
| 計 | 117 | 109 | 1 | 1 | 1 | | 117 | 162 | |
| | n= 229 | | | | | | | | |

※「その他」の内容：病気だから、転勤が多く継続が難しい、自宅でのんびりするのが好きだから

【女性の人権について】

問26 女性の人権が尊重されていると思いますか。

| | R4 | | | | | H29 | | |
|----------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 |
| 尊重されている | 134 | 88 | 1 | 0 | 1 | 224 | 153 | 136 |
| | 48.9% | 35.9% | 100% | 0% | 50% | 42.7% | 55.0% | 32.7% |
| 尊重されていない | 80 | 78 | 0 | 2 | 0 | 160 | 50 | 129 |
| | 29.2% | 31.8% | 0% | 100% | 0% | 30.5% | 18.0% | 31.0% |
| わからない | 57 | 76 | 0 | 0 | 1 | 134 | 74 | 149 |
| | 20.8% | 31.0% | 0% | 0% | 50% | 25.6% | 26.6% | 35.8% |
| 回答なし | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1 | 2 |
| | 1.1% | 1.2% | 0% | 0% | 0% | 1.1% | 0.4% | 0.5% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 |
| | n= 524 | | | | | | | |

問27 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会実現のために対策が必要だと思うことはなんですか。（複数選択）

| | 性別 | | | | | 計 |
|---------------|--------|-------|-------|---------|------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | |
| DV | 162 | 141 | 1 | 2 | 1 | 307 |
| | 59.1% | 57.6% | 100% | 100% | 50% | 58.6% |
| 子どもへの性的暴力 | 74 | 99 | 0 | 0 | 1 | 174 |
| | 27.0% | 40.4% | 0% | 0% | 50% | 33.2% |
| ストーカー行為 | 84 | 52 | 0 | 1 | 1 | 138 |
| | 30.7% | 21.2% | 0% | 50% | 50% | 26.3% |
| 性犯罪 | 119 | 110 | 1 | 0 | 1 | 231 |
| | 43.4% | 44.9% | 100% | 0% | 50% | 44.1% |
| メディアの性暴力表現 | 54 | 64 | 0 | 1 | 1 | 120 |
| | 19.7% | 26.1% | 0% | 50% | 50% | 22.9% |
| 売春や労働の強要 | 60 | 32 | 1 | 0 | 0 | 93 |
| | 21.9% | 13.1% | 100% | 0% | 0% | 17.7% |
| セクシュアル・ハラスメント | 100 | 90 | 0 | 1 | 1 | 192 |
| | 36.5% | 36.7% | 0% | 50% | 50% | 36.6% |
| 売春・買春 | 17 | 20 | 0 | 0 | 0 | 37 |
| | 6.2% | 8.2% | 0% | 0% | 0% | 7.1% |
| その他 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| | 4.7% | 2.0% | 0% | 0% | 0% | 3.4% |
| 回答なし | 14 | 11 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| | 5.1% | 4.5% | 0% | 0% | 0% | 4.8% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | |
| | n= 524 | | | | | |

※「その他」の内容：女性が出産後職場復帰可能な社会、トップが女性になる、経済的自立支援、目に見えないものに対する対策

【LGBTQの人権について】

問28 LGBTQという言葉を知っていますか。

| | R4 | | H29 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 内容を知っている | 235 | 44.8% | 218 | 31.4% |
| 聞いたことがある | 210 | 40.1% | 262 | 37.8% |
| 知らない | 77 | 14.7% | 207 | 29.8% |
| 回答なし | 2 | 0.4% | 7 | 1.0% |
| n= | 524 | | 694 | |

問29 「パートナーシップ制度」の導入について、あなたの考えを教えてください。

(性別)

| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 |
|------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|
| 必要 | 87 | 99 | 1 | 1 | 0 | 188 |
| | 31.8% | 40.4% | 100% | 50% | 0% | 35.9% |
| どちらかといえば必要 | 91 | 75 | 0 | 0 | 1 | 167 |
| | 33.2% | 30.6% | 0% | 0% | 50% | 31.9% |
| あまり必要ではない | 27 | 20 | 0 | 0 | 0 | 47 |
| | 9.9% | 8.2% | 0% | 0% | 0% | 9.0% |
| 必要ではない | 21 | 7 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| | 7.7% | 2.9% | 0% | 0% | 0% | 5.3% |
| どちらともいえない | 41 | 40 | 0 | 1 | 0 | 82 |
| | 15.0% | 16.3% | 0% | 50% | 0% | 15.6% |
| 回答なし | 7 | 4 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| | 2.6% | 1.6% | 0% | 0% | 50% | 2.3% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | |
| | | | | | n= | 524 |

(年代別)

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 回答なし | 計 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要 | 24 | 46 | 50 | 27 | 23 | 18 | 0 | 188 |
| | 63.2% | 48.9% | 41.7% | 32.5% | 28.0% | 17.1% | 0.0% | 35.9% |
| どちらかといえば必要 | 7 | 25 | 40 | 30 | 31 | 33 | 1 | 167 |
| | 18.4% | 26.6% | 33.3% | 36.1% | 37.8% | 31.4% | 50.0% | 31.9% |
| あまり必要ではない | 2 | 7 | 7 | 7 | 7 | 17 | 0 | 47 |
| | 5.3% | 7.4% | 5.8% | 8.4% | 8.5% | 16.2% | 0.0% | 9.0% |
| 必要ではない | 1 | 1 | 7 | 3 | 6 | 10 | 0 | 28 |
| | 2.6% | 1.1% | 5.8% | 3.6% | 7.3% | 9.5% | 0.0% | 5.3% |
| どちらともいえない | 4 | 15 | 16 | 14 | 13 | 20 | 0 | 82 |
| | 10.5% | 16.0% | 13.3% | 16.9% | 15.9% | 19.0% | 0.0% | 15.6% |
| 回答なし | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 7 | 1 | 12 |
| | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 2.4% | 2.4% | 6.7% | 50.0% | 2.3% |
| 計 | 38 | 94 | 120 | 83 | 82 | 105 | 2 | |
| | | | | | | | n= | 524 |

問30 周りの人から性的マイノリティと打ち明けられた場合のあなたの気持ちはどれですか。（複数選択）

（家族から打ち明けられた場合）

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 回答なし | 計 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--|
| おどろく | 13 | 43 | 56 | 45 | 41 | 50 | 0 | 248 | |
| | 34.2% | 45.7% | 46.7% | 54.2% | 50.0% | 47.6% | 0% | 47.3% | |
| 話を聞く | 25 | 62 | 74 | 52 | 41 | 44 | 1 | 299 | |
| | 65.8% | 66.0% | 61.7% | 62.7% | 50.0% | 41.9% | 50% | 57.1% | |
| 話を聞けない | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 7 | |
| | 0.0% | 1.1% | 0.8% | 1.2% | 1.2% | 2.9% | 0% | 1.3% | |
| 信頼してくれてうれしい | 9 | 23 | 26 | 3 | 7 | 6 | 0 | 74 | |
| | 23.7% | 24.5% | 21.7% | 3.6% | 8.5% | 5.7% | 0% | 14.1% | |
| 今までどおり接する | 23 | 58 | 75 | 45 | 34 | 35 | 0 | 270 | |
| | 60.5% | 61.7% | 62.5% | 54.2% | 41.5% | 33.3% | 0% | 51.5% | |
| 距離をおきたい | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 0 | 7 | |
| | 0.0% | 0.0% | 1.7% | 1.2% | 2.4% | 1.9% | 0% | 1.3% | |
| 理解したい | 21 | 55 | 59 | 40 | 35 | 30 | 0 | 240 | |
| | 55.3% | 58.5% | 49.2% | 48.2% | 42.7% | 28.6% | 0% | 45.8% | |
| 理解できない | 3 | 2 | 2 | 3 | 8 | 13 | 0 | 31 | |
| | 7.9% | 2.1% | 1.7% | 3.6% | 9.8% | 12.4% | 0% | 5.9% | |
| わからない | 2 | 6 | 3 | 3 | 4 | 12 | 0 | 30 | |
| | 5.3% | 6.4% | 2.5% | 3.6% | 4.9% | 11.4% | 0% | 5.7% | |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | |
| | 2.6% | 0.0% | 0.8% | 1.2% | 0.0% | 1.0% | 0% | 0.8% | |
| 回答なし | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 11 | 1 | 21 | |
| | 2.6% | 1.1% | 0.8% | 1.2% | 6.1% | 10.5% | 50% | 4.0% | |
| 計 | 38 | 94 | 120 | 83 | 82 | 105 | 2 | | |
| | n= | | | | | | | 524 | |

※「その他」の内容：理解は難しい、身内からも発現してしまったかと思う、なんとも思わない、動揺し理解するまで時間を要する

（友人、知人から打ち明けられた場合）

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 回答なし | 計 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--|
| おどろく | 8 | 40 | 56 | 34 | 29 | 27 | 0 | 194 | |
| | 21.1% | 42.6% | 46.7% | 41.0% | 35.4% | 25.7% | 0% | 37.0% | |
| 話を聞く | 26 | 59 | 68 | 52 | 37 | 37 | 0 | 279 | |
| | 68.4% | 62.8% | 56.7% | 62.7% | 45.1% | 35.2% | 0% | 53.2% | |
| 話を聞けない | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 8 | |
| | 0.0% | 2.1% | 1.7% | 0.0% | 2.4% | 1.9% | 0% | 1.5% | |
| 信頼してくれてうれしい | 16 | 30 | 33 | 13 | 10 | 8 | 0 | 110 | |
| | 42.1% | 31.9% | 27.5% | 15.7% | 12.2% | 7.6% | 0% | 21.0% | |
| 今までどおり接する | 26 | 62 | 81 | 55 | 35 | 40 | 1 | 300 | |
| | 68.4% | 66.0% | 67.5% | 66.3% | 42.7% | 38.1% | 50% | 57.3% | |
| 距離をおきたい | 2 | 2 | 5 | 5 | 6 | 6 | 0 | 26 | |
| | 5.3% | 2.1% | 4.2% | 6.0% | 7.3% | 5.7% | 0% | 5.0% | |
| 理解したい | 18 | 49 | 54 | 35 | 36 | 40 | 0 | 232 | |
| | 47.4% | 52.1% | 45.0% | 42.2% | 43.9% | 38.1% | 0% | 44.3% | |
| 理解できない | 2 | 3 | 2 | 2 | 5 | 9 | 0 | 23 | |
| | 5.3% | 3.2% | 1.7% | 2.4% | 6.1% | 8.6% | 0% | 4.4% | |
| わからない | 1 | 5 | 2 | 3 | 7 | 11 | 0 | 29 | |
| | 2.6% | 5.3% | 1.7% | 3.6% | 8.5% | 10.5% | 0% | 5.5% | |
| その他 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| | 5.3% | 1.1% | 0.0% | 1.2% | 0.0% | 0.0% | 0% | 0.8% | |
| 回答なし | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 | 13 | 1 | 22 | |
| | 2.6% | 0.0% | 0.8% | 0.0% | 7.3% | 12.4% | 50% | 4.2% | |
| 計 | 38 | 94 | 120 | 83 | 82 | 105 | 2 | | |
| | n= | | | | | | | 524 | |

※「その他」の内容：おどろくがこれまで通り接する、なんとも思わない

問31 LGBTQを理解するためにどのような取り組みが必要だと考えますか。

| | R4 | | H29 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 教育現場での啓発 | 142 | 27.1% | 157 | 22.6% |
| 職場内での啓発 | 17 | 3.2% | — | — |
| 社会制度の見直し | 184 | 35.1% | 167 | 24.1% |
| 行政による啓発 | 27 | 5.2% | 44 | 6.3% |
| 専門の相談機関 | 47 | 9.0% | 136 | 19.6% |
| 集まれる場の提供 | 66 | 12.6% | 119 | 17.1% |
| その他 | 18 | 3.4% | 22 | 3.2% |
| 回答なし | 23 | 4.4% | 49 | 7.1% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

※「その他」の内容：自然に扱えば良い、難しいと思う、理解しなくても差別はいけない、認知だけでもいい、理解できない、理解する必要はない

【DVについて】

問32 配偶者や親密な関係の人からの暴力について、知っているものを選んでください。（複数選択）

| | R4 | | H29 | |
|--------------------------|-----|-------|-----|-------|
| 配偶者や親密な関係の人からの暴力をDVと呼ぶ | 484 | 92.4% | 620 | 89.3% |
| DVには精神的、経済的暴力が含まれる | 427 | 81.5% | 572 | 82.4% |
| DV被害者を支援する法律がある | 227 | 43.3% | 344 | 49.6% |
| 警察や県が設置する支援センターが被害者を保護する | 247 | 47.1% | 320 | 46.1% |
| 裁判所が加害者に接近禁止や退去を命じる制度がある | 299 | 57.1% | 417 | 60.1% |
| 回答なし | 16 | 3.1% | 41 | 5.9% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

問33 配偶者や親密な関係の人からの暴力を防止するために必要だと思うことはなんですか。（複数選択）

| | R4 | | H29 | |
|---------------|-----|-------|-----|-------|
| 学校での教育 | 386 | 73.7% | 559 | 80.5% |
| 家庭での教育 | 317 | 60.5% | 528 | 76.1% |
| 加害者の取締り強化 | 304 | 58.0% | 358 | 51.6% |
| 加害者の罰則強化 | 296 | 56.5% | 356 | 51.3% |
| メディアを活用した啓発活動 | 229 | 43.7% | 315 | 45.4% |
| 加害者への再発防止教育 | 206 | 39.3% | 289 | 41.6% |
| 暴力を助長する情報の取締り | 158 | 30.2% | 287 | 41.4% |
| 地域での啓発活動 | 136 | 26.0% | 202 | 29.1% |
| メディアの暴力表現規制 | 103 | 19.7% | 157 | 22.6% |
| その他 | 15 | 2.9% | 17 | 2.4% |
| 回答なし | 9 | 1.7% | 25 | 3.6% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

※「その他」の内容：幼少期の家庭環境の影響が大きい、自分が加害者だという自覚を持たせるための情報発信、被害者にならないための自衛

【男女の平等・男女共同参画社会に向けて】

問34 男女の地位が平等になっていると思いますか。

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|------------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | |
| 平等である | 51 | 23 | 0 | 0 | 1 | 75 | 56 | 36 | |
| | 18.6% | 9.4% | 0% | 0% | 50% | 14.3% | 20.1% | 8.7% | |
| 男性が優遇されている | 109 | 113 | 1 | 2 | 0 | 225 | 117 | 171 | |
| | 39.8% | 46.1% | 100% | 100% | 0% | 42.9% | 42.1% | 41.1% | |
| 女性が優遇されている | 13 | 4 | 0 | 0 | 0 | 17 | 9 | 5 | |
| | 4.7% | 1.6% | 0% | 0% | 0% | 3.2% | 3.2% | 1.2% | |
| どちらともいえない | 96 | 102 | 0 | 0 | 1 | 199 | 92 | 199 | |
| | 35.0% | 41.6% | 0% | 0% | 50% | 38.0% | 33.1% | 47.8% | |
| 回答なし | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 | 4 | 5 | |
| | 1.8% | 1.2% | 0% | 0% | 0% | 1.5% | 1.4% | 1.2% | |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 | |
| | n= 524 | | | | | | | | |

問35 (問34で不平等と回答した人のみ) 地位の不平等があるのはどの分野だと思いますか。

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|-----------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | |
| 家庭 | 8 | 24 | 0 | 0 | 0 | 32 | 15 | 45 | |
| | 3.6% | 10.8% | 0% | 0% | 0% | 7.1% | 6.8% | 11.8% | |
| 地域社会 | 23 | 14 | 0 | 0 | 1 | 38 | 18 | 42 | |
| | 10.3% | 6.3% | 0% | 0% | 100% | 8.5% | 8.1% | 11.1% | |
| 職場 | 54 | 36 | 1 | 1 | 0 | 92 | 56 | 59 | |
| | 24.2% | 16.2% | 100% | 50% | 0% | 20.5% | 25.2% | 15.5% | |
| 学校教育 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | |
| | 0.9% | 0.5% | 0% | 0% | 0% | 0.7% | 0.9% | 0.0% | |
| 政治や方針決定の場 | 35 | 35 | 0 | 0 | 0 | 70 | 17 | 50 | |
| | 15.7% | 15.8% | 0% | 0% | 0% | 15.6% | 7.7% | 13.2% | |
| 法律や制度上 | 8 | 7 | 0 | 0 | 0 | 15 | 10 | 18 | |
| | 3.6% | 3.2% | 0% | 0% | 0% | 3.3% | 4.5% | 4.7% | |
| 社会通念や慣習 | 81 | 89 | 0 | 1 | 0 | 171 | 89 | 148 | |
| | 36.3% | 40.1% | 0% | 50% | 0% | 38.1% | 40.1% | 38.9% | |
| その他 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 6 | 1 | |
| | 1.8% | 1.4% | 0% | 0% | 0% | 1.6% | 2.7% | 0.3% | |
| 回答なし | 8 | 13 | 0 | 0 | 0 | 21 | 9 | 17 | |
| | 3.6% | 5.9% | 0% | 0% | 0% | 4.7% | 4.1% | 4.5% | |
| 計 | 223 | 222 | 1 | 2 | 1 | | 222 | 380 | |
| | n= 449 | | | | | | | | |

※「その他」の内容：賃金に格差がある、女子受験者の一律減点、事務は女性、「性差」が存在する以上平等にするのは逆に不公平

問36 次の言葉を知っていますか。

(男女共同参画社会基本法)

| | R4 | | H29 | |
|----------|--------|-------|--------|-------|
| 内容を知っている | 87 | 16.6% | 84 | 12.1% |
| 聞いたことがある | 272 | 51.9% | 365 | 52.6% |
| 知らない | 156 | 29.8% | 232 | 33.4% |
| 回答なし | 9 | 1.7% | 13 | 1.9% |
| | n= 524 | | n= 694 | |

(岩手県男女共同参画推進条例)

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 19 | 3.6% |
| 聞いたことがある | 164 | 31.3% |
| 知らない | 332 | 63.4% |
| 回答なし | 9 | 1.7% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 34 | 4.9% |
| | 203 | 29.3% |
| | 441 | 63.5% |
| | 16 | 2.3% |
| n= | 694 | |

(男女共同参画「紫あ波せあっふるプラン」)

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 23 | 4.4% |
| 聞いたことがある | 120 | 22.9% |
| 知らない | 372 | 71.0% |
| 回答なし | 9 | 1.7% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 27 | 3.9% |
| | 179 | 25.8% |
| | 477 | 68.7% |
| | 11 | 1.6% |
| n= | 694 | |

(ポジティブアクション (積極的改善措置))

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 20 | 3.8% |
| 聞いたことがある | 87 | 16.6% |
| 知らない | 408 | 77.9% |
| 回答なし | 9 | 1.7% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 22 | 3.2% |
| | 100 | 14.4% |
| | 555 | 80.0% |
| | 17 | 2.4% |
| n= | 694 | |

(ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和))

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 127 | 24.2% |
| 聞いたことがある | 154 | 29.4% |
| 知らない | 234 | 44.7% |
| 回答なし | 9 | 1.7% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 118 | 17.0% |
| | 214 | 30.8% |
| | 348 | 50.1% |
| | 14 | 2.0% |
| n= | 694 | |

(育児・介護休業法)

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 157 | 30.0% |
| 聞いたことがある | 241 | 46.0% |
| 知らない | 117 | 22.3% |
| 回答なし | 9 | 1.7% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 199 | 28.7% |
| | 336 | 48.4% |
| | 145 | 20.9% |
| | 14 | 2.0% |
| n= | 694 | |

(次世代育成支援対策推進法)

| | R4 | |
|----------|-----|-------|
| 内容を知っている | 28 | 5.3% |
| 聞いたことがある | 154 | 29.4% |
| 知らない | 332 | 63.4% |
| 回答なし | 10 | 1.9% |
| n= | 524 | |

| | H29 | |
|----|-----|-------|
| | 38 | 5.5% |
| | 169 | 24.4% |
| | 471 | 67.9% |
| | 16 | 2.3% |
| n= | 694 | |

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

| | R4 | | H29 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 内容を知っている | 81 | 15.5% | 116 | 16.7% |
| 聞いたことがある | 240 | 45.8% | 335 | 48.3% |
| 知らない | 192 | 36.6% | 229 | 33.0% |
| 回答なし | 11 | 2.1% | 14 | 2.0% |
| | n= | 524 | n= | 694 |

問37 議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因はなんだと思いますか。(複数選択)

| | R4 | | | | | | H29 | | |
|------------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|--|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 | |
| 女性登用への認識・理解不足 | 98 | 66 | 0 | 0 | 2 | 166 | 109 | 124 | |
| | 35.8% | 26.9% | 0% | 0% | 100% | 31.7% | 39.2% | 29.8% | |
| 育児や介護により時間的余裕がない | 157 | 171 | 0 | 1 | 1 | 330 | 122 | 220 | |
| | 57.3% | 69.8% | 0% | 50% | 50% | 63.0% | 43.9% | 52.9% | |
| 女性の能力への偏見 | 61 | 41 | 0 | 0 | 1 | 103 | 51 | 85 | |
| | 22.3% | 16.7% | 0% | 0% | 50% | 19.7% | 18.3% | 20.4% | |
| 社会意識 | 52 | 53 | 0 | 2 | 0 | 107 | 65 | 101 | |
| | 19.0% | 21.6% | 0% | 100% | 0% | 20.4% | 23.4% | 24.3% | |
| 女性有識者などの人材不足 | 58 | 77 | 0 | 1 | 1 | 137 | 66 | 120 | |
| | 21.2% | 31.4% | 0% | 50% | 50% | 26.1% | 23.7% | 28.8% | |
| 男性がなるものだと思う人が多い | 106 | 95 | 0 | 0 | 0 | 201 | 109 | 190 | |
| | 38.7% | 38.8% | 0% | 0% | 0% | 38.4% | 39.2% | 45.7% | |
| 女性自身が望まない | 98 | 58 | 0 | 2 | 1 | 159 | 118 | 136 | |
| | 35.8% | 23.7% | 0% | 100% | 50% | 30.3% | 42.4% | 32.7% | |
| 女性が女性の足をひっぱる | 40 | 31 | 0 | 0 | 0 | 71 | 38 | 53 | |
| | 14.6% | 12.7% | 0% | 0% | 0% | 13.5% | 13.7% | 12.7% | |
| その他 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 11 | 9 | 14 | |
| | 2.6% | 1.6% | 0% | 0% | 0% | 2.1% | 3.2% | 3.4% | |
| 回答なし | 6 | 8 | 1 | 0 | 0 | 15 | 7 | 7 | |
| | 2.2% | 3.3% | 100% | 0% | 0% | 2.9% | 2.5% | 1.7% | |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 | |
| | n= | | | | | | 524 | | |

※「その他」の内容：年功序列・男尊の老害が多い、積極策の不足、女性は口数が多く誤解を招く、数の不平等＝社会的不公平ではない

問38 男女共同参画社会実現のために特に必要だと思うことはなんですか。（複数選択）

| | R4 | | | | | | H29 | |
|-------------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 | 男性 | 女性 |
| 男性の家事、育児への参画推進 | 117 | 135 | 1 | 0 | 1 | 254 | 121 | 203 |
| | 42.7% | 55.1% | 100% | 0% | 50% | 48.5% | 43.5% | 48.8% |
| 女性の就労機会の確保 | 54 | 51 | 0 | 0 | 1 | 106 | 71 | 107 |
| | 19.7% | 20.8% | 0% | 0% | 50% | 20.2% | 25.5% | 25.7% |
| 男女平等を目指した制度の見直し | 88 | 69 | 0 | 0 | 1 | 158 | 63 | 98 |
| | 32.1% | 28.2% | 0% | 0% | 50% | 30.2% | 22.7% | 23.6% |
| 職場での男女平等 | 75 | 65 | 0 | 1 | 1 | 142 | 88 | 90 |
| | 27.4% | 26.5% | 0% | 50% | 50% | 27.1% | 31.7% | 21.6% |
| 保育施設の充実 | 88 | 75 | 0 | 2 | 1 | 166 | 116 | 176 |
| | 32.1% | 30.6% | 0% | 100% | 50% | 31.7% | 41.7% | 42.3% |
| 介護施設・サービスの充実 | 60 | 76 | 0 | 1 | 0 | 137 | 72 | 155 |
| | 21.9% | 31.0% | 0% | 50% | 0% | 26.1% | 25.9% | 37.3% |
| 女性リーダーの育成 | 33 | 24 | 0 | 0 | 0 | 57 | 30 | 36 |
| | 12.0% | 9.8% | 0% | 0% | 0% | 10.9% | 10.8% | 8.7% |
| 学校教育 | 50 | 41 | 0 | 0 | 0 | 91 | 32 | 55 |
| | 18.2% | 16.7% | 0% | 0% | 0% | 17.4% | 11.5% | 13.2% |
| 生涯学習の場での学習推進 | 48 | 36 | 1 | 0 | 0 | 85 | 37 | 51 |
| | 17.5% | 14.7% | 100% | 0% | 0% | 16.2% | 13.3% | 12.3% |
| 政策、方針決定の場への女性登用 | 58 | 44 | 0 | 1 | 1 | 104 | 53 | 52 |
| | 21.2% | 18.0% | 0% | 50% | 50% | 19.8% | 19.1% | 12.5% |
| 相談窓口の設置 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 14 | 8 | 9 |
| | 2.6% | 2.9% | 0% | 0% | 0% | 2.7% | 2.9% | 2.2% |
| 広報紙やパンフレットなどによるPR | 12 | 15 | 0 | 0 | 0 | 27 | 17 | 27 |
| | 4.4% | 6.1% | 0% | 0% | 0% | 5.2% | 6.1% | 6.5% |
| 行政と住民による懇話会の設置 | 6 | 7 | 0 | 0 | 0 | 13 | 14 | 18 |
| | 2.2% | 2.9% | 0% | 0% | 0% | 2.5% | 5.0% | 4.3% |
| その他 | 7 | 6 | 0 | 0 | 0 | 13 | 8 | 9 |
| | 2.6% | 2.4% | 0% | 0% | 0% | 2.5% | 2.9% | 2.2% |
| 回答なし | 8 | 6 | 0 | 0 | 0 | 14 | 11 | 12 |
| | 2.9% | 2.4% | 0% | 0% | 0% | 2.7% | 4.0% | 2.9% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | | 278 | 416 |

n= 524

※「その他」の内容：家庭・地域奉仕・協働を学ぶ場、トップにいる男性の理解促進、男女それぞれの強みを生かす方向性、次世代に任せたい

問39 現在の男女共同参画社会達成度合いはどの程度だと思いますか。

| (性別) | 男性 | 女性 | LGBTQ | 回答したくない | 回答なし | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|---------|------|-------|
| かなり達成できている | 6 | 7 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| | 2.2% | 2.9% | 0% | 0% | 0% | 2.5% |
| ある程度達成できている | 80 | 73 | 0 | 1 | 1 | 155 |
| | 29.2% | 29.8% | 0% | 50% | 50% | 29.6% |
| あまり達成できていない | 108 | 88 | 0 | 0 | 1 | 197 |
| | 39.4% | 35.9% | 0% | 0% | 50% | 37.6% |
| ほとんど達成できていない | 35 | 19 | 0 | 0 | 0 | 54 |
| | 12.8% | 7.8% | 0% | 0% | 0% | 10.3% |
| わからない | 41 | 56 | 1 | 1 | 0 | 99 |
| | 15.0% | 22.9% | 100% | 50% | 0% | 18.9% |
| 回答なし | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 1.5% | 0.8% | 0% | 0% | 0% | 1.1% |
| 計 | 274 | 245 | 1 | 2 | 2 | |

n= 524

| (年代別) | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 回答なし | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| かなり達成できている | 0 | 4 | 2 | 1 | 3 | 3 | 0 | 13 |
| | 0.0% | 4.3% | 1.7% | 1.2% | 3.7% | 2.9% | 0% | 2.5% |
| ある程度達成できている | 13 | 30 | 32 | 22 | 21 | 36 | 1 | 155 |
| | 34.2% | 31.9% | 26.7% | 26.5% | 25.6% | 34.3% | 50% | 29.6% |
| あまり達成できていない | 11 | 23 | 46 | 35 | 36 | 45 | 1 | 197 |
| | 28.9% | 24.5% | 38.3% | 42.2% | 43.9% | 42.9% | 50% | 37.6% |
| ほとんど達成できていない | 1 | 12 | 19 | 11 | 8 | 3 | 0 | 54 |
| | 2.6% | 12.8% | 15.8% | 13.3% | 9.8% | 2.9% | 0% | 10.3% |
| わからない | 13 | 25 | 21 | 14 | 9 | 17 | 0 | 99 |
| | 34.2% | 26.6% | 17.5% | 16.9% | 11.0% | 16.2% | 0% | 18.9% |
| 回答なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 6 |
| | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 6.1% | 1.0% | 0.0% | 1.1% |
| 計 | 38 | 94 | 120 | 83 | 82 | 105 | 2 | |
| | | | | | | | n= | 524 |

問40 ご意見、ご提案があればご自由にご記入ください。

| | |
|----|---|
| 1 | 町内会の役員（会計）をした時名簿は世帯主で記入と言われた事があった。男女で同じ様に考えてもらっていないと感じた。 |
| 2 | 若い女性の農業のイベント必要かも。みんなで集まり情報交換や共同で何かをしたい！！ |
| 3 | お金の必要性のない社会の構築と日本民族の増産産業の合法的な考え方。 |
| 4 | 出産を機にやむをえず離職し、再度就職を考えていますが保育園が決まっておらず、．．．仕事を探せない状態です。保育園の数が増えれば、様々な女性によりチャンスが広がると思っています。 |
| 5 | 高齢化社会で、どれだけの高齢者に理解してもらえるかが重要 |
| 6 | 子ども達に、正しい知識を教えてあげることが大事だと思います。 |
| 7 | こういったアンケートもまた、周知や考えるきっかけになるのだと思います。良い取り組みをありがとうございます。 |
| 8 | 共同参画は賛成だが女性の甘えは×。町議員（町のリーダー）女性が増えたことは良否をあまり感じません。狭く住む地域ばかり見ず全体町・県・国 特に実態をくまなく見てほしいといつも思う。男女共同参画に甘えてほしくないと思います。 |
| 9 | 男女平等については、子供の頃の家庭環境に大きく左右されているように思います。自分の子供（小1）が大人になる頃には世の中が変わっていますように。 |
| 10 | 男女平等になるのは、のぞましい事ですが、それを受け入れるのはその人本人なので個人個人の意思を尊重するのがいちばんと思う。 |
| 11 | 古い考えの方がいるかぎり難しいと考えます |
| 12 | 男尊女卑の考え。医療現場では絶対で。患者も看護師を下女だと思っている人もいます。地方には特にあります。高齢だから子供だからとか関係なく考えを改める時代だと痛感します。 |
| 13 | 紙媒体ではなく、GoogleフォームなどQRで回答したい。集計も楽だと思います。 |
| 14 | 少しずつ年代よって ある程度達成できてる。 |
| 15 | 男性、女性限定などを可能な限り廃止すれば良いと思う。 |
| 16 | 私の住んでる地域では、ゴミ拾いや公民館の掃除の日出ないと罰金があります。周りは休みでも仕事のある人もいるのに、意味が分からない。女だから出るのあたり前…はっ？と思います。自分の地域が男女平等なんて考えようとも思ってないと思います。早く出て行きたい。 |
| 17 | 年齢が上の方が男女平等などを理解してもらうようにするのが必要だと思います。女性だけでなく男性の方も相談できる場が必要だと思います。 |
| 18 | 男女共同参画社会とは関係が無いかと思いますが、とある議員さん（T議員）挨拶をしません。特に女性に対して…（目上の方には挨拶するみたいですが、その他の方々には無視）選挙の時だけ低姿勢ではなく、普段から平等な姿勢をお願いします。地域の方々の協力があって議員になられた事を忘れずにいて欲しいです。 |
| 19 | 女性の活躍の場を男性が潰している。特に年寄りの男性。 |
| 20 | 質問が分かりにくいと思います。 |

| | |
|----|--|
| 21 | ジェンダーによる差別と機能差による区別を混同しないでほしい |
| 22 | 子育てでも仕事も女性にとってようやく良い流れになってきたと感じます。地域（子ども会）やPTAはまだ男性の参加が少なく、「お母さんがやるもの（しかも半強制的）」的な雰囲気があります。忙しい子育て世代に地域行事やPTAの負担を強いるのはやめて欲しい。ゆっくりしたくても、夕方や土日に地域行事やPTA活動があるのはどうかと思います。地域の班長とか交通安全母の会とか強制なのはなぜですか？←これに関してきちんと説明してほしいです。走湯神社に関しては毎年3,000円も支払うのはなぜですか？なぜ強制的に氏子なのですか？他県から嫁に来て、田舎のシステムにはビックリすることが多いです。男女共同参画以外の意見でスママセン… |
| 23 | アンケート内容が現在のみが多く、今後はどの様に考えるか、等のアンケートが少ない事。以外と片寄った内容になっている気がする。 |
| 24 | なかなか現実的に難しい… |
| 25 | とても良い取り組みだと思います。男女は体のづくりも脳のづくりもちがうので全く同じでなければ不平等ということでもないと思いますが、お互いのちがいを認め長所を活かし合える社会は理想的だと思います。（男女差に限らずですが） |
| 26 | 町議員の半数を女性にする。 |
| 27 | 世代的に男は仕事、女は家庭というイメージがあるが大分変わってきているのではと感じています。根付かせる為には教育が必要と考えます。 |
| 28 | 女性に対してもっと優しい社会になるべき。 |
| 29 | 古館桜田地域は、「女性会」というものがあるが、女性だからという理由で自動加入となっている。共働が多いこの時代に女性というだけで強制的に役が回り、又活動内容も多く大負担である。毎年意見が挙げられるが結局何も変わらない。変えようとしな。そもそも考え方、やり方が古すぎる。当事者たちの声もしっかり聞いて検討して欲しい。「昔からこうだから」という返答もあり取り合おうとしないのが現実。 |
| 30 | 私はこの取り組みをまったく知りませんでした。（娘は学校で学んでいるそうです）アンケートに答えながら、いろいろ考えさせられました。とてもいい取り組みだと思います。回答者に選ばれたことに感謝いたします。 |
| 31 | 上司に限って融通の利かない男性が多い。政治の世界、地域の活動についても、働く女性に理解がない。女性の地域の役割が多すぎる。 |
| 32 | 男女と同じことを求めるのは、どうかと思う。形にこだわっているような気がする。 |
| 33 | 工業高校や工学部への女性応募者が少ないのは何故か？教育の中に問題があるのではと思う。教育から意識を変える必要がある。 |
| 34 | 性別で、役割など能力も含め、決めつけることはよくない。1人1人の個性を認め合う支え合う相互理解尊重が大切である。 |
| 35 | アンケート回答のフォーマットが大変！（Formsなどでのアンケートにしてはいかがですか） |
| 36 | 西欧社会と比べても、日本は後進国と思う。法整備はできているのだから、国から家庭・個人に至るまで、もっと具体的に行動するべきと思う。社会経済発展と人口維持・男女共同参画は推進の両輪と思う。 |
| 37 | 前に出てくる女性が少ない。 |
| 38 | アンケート量が多すぎ！！ |
| 39 | まだ知らない人が多いと思います。特に若い20～30代の人に理解してもらいたいと思います。 |
| 40 | 必要性がわからない。 |
| 41 | 男、女共色々な面で働きやすい社会。 |
| 42 | 男女問わずまだ固定概念があり、己の考えを他人に押しつけるのではなく個人の意識や考えの尊重ができる社会を目指すべき。 |
| 43 | 全てに対し平等という言葉でまとめずに活動をする必要があると思う。女性の強さを男性が理解する必要がある。 |
| 44 | 性別に関係なく、一人ひとりが大切に尊重される存在であるということが大前提だと思うので、子供の頃から、大切にされた経験、環境であることが重要なと思います。安心して子育てができる環境や、充実した教育が、後に、性別を問わず輝くことができる社会をつくっていくのではないかなと思います。 |
| 45 | 日々ぼんやり生活していて、気づきに気づかない生活していました。アンケートの内容を見て、聞いたことはあってもよく知らない事の方が多くありました。まわりを見ながら何事にも興味を持って生活しようと思いました。 |
| 46 | 職場、地域社会等の場で男女共に多様性を尊重するなど、男（右）女性（左）に決め付けることなく、それぞれの意思、能力と適材適所の客観性を備えることが必要。 |

| | |
|----|--|
| 47 | 国・国会議員を始め、県・市町村長・議員、マスコミの取組み、意識改革が必要である。 |
| 48 | 長い歴史の中での男性中心の社会は、一朝一夕では変えられないと思います。 |
| 49 | わからない |
| 50 | 高齢男性が現職でいる職場はなかなか進まないと思う。どの場面でも定年制が必要。 |
| 51 | まず第一に行政から変わらなければいけないと思います。国会議員が男性ばかりということが一番の問題です。 |
| 52 | 女性は表に出さないうで裏で画策しようとする意識が強い。 |
| 53 | 男女が共同で行う活動が全く無いと言って良いほど活動が無いためコミュニケーションが取れず各地域の活動も無いと考えられるので町で活動を広げる必要があると思う。地域での会費等は班長が集金しているがその集金したお金で各活動役員の飲食代として使われている地区があるので取締り願いたい。 |
| 54 | 労働人口が足りないといわれていますが、引きこもりの人をなんとか生かす方法ないのでしょうか。（生きがいをもたせる） |
| 55 | 女性でも考え方は様々だと思います。個々人の意思を尊重して暮らせる社会になれば良いと考える。 |
| 56 | 女性の就労時間と家事、育児等の平等な取り扱いの推進 |
| 57 | 権威主義的民主主義の日本の国民性からすると、ネアンデルタールの血の濃いコーカソイドノルド人の本能、価値観の移植は歪さを生じると思われる。国際ランキングなどに左右されず日本の平等を目標とした方が傷は少ない。年次改革要望書と訳される属国命令書によってここ20～30年で急激に矛盾が沸き出てきたのは、少々年を経た者なら、見知っているはず。 |
| 58 | 男女共同と、女性優遇をはき違えている人が多いと思う。そこをなんとかしないと永久に無理。 |
| 59 | 町として積極的に女性が参画できる仕組み期待してます。町会議員さん50%の達成等。（達成してアピール）もう少しな気がしてます。 |
| 60 | もう少し男性に優しい世の中になってほしい。（育児休業が義務化ではなく当然だという認識になるくらい） |
| 61 | 男と女が対等な存在というのは当たり前だが、同一でなければならないという考え方には反対です。男と女は、体の作り、性格など、まったく異なるわけで、それぞれ得意とする役割があるはず。男女が同じ社会を目指すのではなく、男女それぞれが得意とする能力を生かし、不得意とする部分を補い合う社会を目指すべきと考えます。 |
| 62 | 「男女平等」を御印に女性優遇する場合が多々見うけられる。性別に関わらず、「共同」と「公平」という言葉を勉強して欲しい。 |
| 63 | 紫波町婦人消防協力隊は男女共同参画社会に返している→やるなら強制ではなく男女一緒にボランティア。 |
| 64 | 男女平等以前に世代間の問題の方が大きい。家族、地域共に考え方が違いすぎる。 |
| 65 | 男女共同という言葉が、世に出ること自体がおかしいことです。互いに思いやりを持って接することが、性別を超えた人間の基本です。 |
| 66 | 女性自身が男性と対等であるべきではないと考えている限り、なかなか共同参画社会は進まないと思う。（本町のような農村は社会意識が低いから） |
| 67 | 町内会の会長や、職場の昇格等、女性だからリーダーになれないというわけではなく、やりたくないと思う女性の方が多い気がします。社会が「役員に必ず1人は女性をいれること」等の決まりができたならそれはそれで大変だと思いました。 |
| 68 | 共同参画の為には、介護者が居る場合、実現出来る分かりません。施設に入れたくても、高く入れないと言っていたので今後検討必要かと思えます。 |
| 69 | 男女共同では、男性と女性では基本体力に差があるので、そこも考えてほしい。 |
| 70 | 参加できる状況、状態、環境を作ること |
| 71 | 役に立たないアンケートで申し訳ありません |
| 72 | 職場での男女差が大きいと思います。男性が育休をとりづらい（とれない）。 |
| 73 | 他の企業は分かりませんが、育児休暇を取得して国から育児休業給付金が振り込まれるまで、かなり月日が経ったので、市町村で管理できるとことはしてもらいたいです。 |
| 74 | 男性の職場理解と女性のカゲグチ |
| 75 | 自由とか平等とか言う概念を共有する必要がある。 |
| 76 | 自分自身知らないことが多く、もっと勉強しないとけないなあと思いました。 |
| 77 | 最初は学校教育から始めて、職場から地域社会へと広がって行けば望ましいと思います。日本の長年の文化があるので時間がかかると思います。 |
| 78 | 紫波町議会の女性の数は、他市町村に比較しても多いと思います。男女差が逆転する位で良いと思います。 |

| | |
|----|--|
| 79 | 女性自身が望んでいない場合もあるので、女性を登用することだけに囚われなくて欲しい。LGBTの人に対する制度の充実が必要だと思うが、理解させようと押しつけるような啓発活動までは必要ないと思う。 |
| 80 | 保育・介護もお金がかかるのでたくさん利用できない→自分が見なければいけなくなり仕事も本腰入れてできず収入減→ループ お金がないのが1番ダメ |
| 81 | 我が家族、夫、隣に住んでいる夫の父は、食べて寝る以外何もしません。老後がおそろしいです。ゆううつです。どれ位過去に戻って教育し直したら良いのだろうと思います。死ぬまで、私が、やり続けるだろう事がたくさんあって悲しいです。 |
| 82 | 長年の風習年代が存在するうちは充分な男女共同参画社会は実現しないのでねばり強く、年代を経て訴えて行く必要がある。 |
| 83 | アンケートの書き方、いまいち理解するまで時間がかかった。1～ではなくタイトルで解答用紙にナンバリングすれば良いと思う。 |
| 84 | 課題をみつけ出すために、詳細に情報を取得したい意図はわかりますが、問が多いこと、そして問38のように選択肢が多いと最後まで読まないで回答をかいてしまいます。 |
| 85 | 社会全体として言える事は、「男だから」「女だから」という考え方を直すべきと考えます。適材適所で、協力し合えるようにすべきです。子育て、育児は各家庭ごとに考えて行っていると思うので、どうこうという事はないですが、気持ちが楽になるような子育て、育児ができる環境を望みます。 |
| 86 | お仕事おつかれさまです。 |
| 87 | 理想の実現はかなり難しいと思いますが、男性も女性も性別にこだわりすぎず、自分らしくいられるとよいなと思います。 |
| 88 | むずかしい調査でした。わからないことが多くありました。 |
| 89 | 現状は分からないが、家事、育児、掃除（調理）等々、全て対等でした。（私の方がとまどう位）そんなことから、全て家庭教育が大事なのではと思われます。教育（家庭、学校、職場、社会）意識して取り組みば達成できます！！ |
| 90 | お忙しいことと思いますが、お身体に気をつけて頑張って下さい。 |
| 91 | アンケートは良い事です長すぎます |
| 92 | 男女共に意識が低く、期待も薄いのが実態。我が子（娘）のためにとの親心に訴えたい。ヨーロッパには、お手本がたくさんある。 |
| 93 | 男女での選別ではなく個人の内在する性格による選別が必要です。 |
| 94 | メディアでの特番を組む頻度を上げてドラマ仕立てに芸能人を出演させるなど興味を見たい方に向けさせれば認知度アップするのでは？ |
| 95 | 長年任用されている各種委員等は、新たに選定し、経験者を積んだ方が開ける町であると思う。 |
| 96 | 最後まで回答しましたが、問いが多すぎるので、2000人のうち、どのくらいの方が回答するのか疑問。たくさんの方に回答してほしいから、もう少し簡潔にした方がよいかと思いました。 |
| 97 | 社会通念や慣習を変えていく事は、大変だと思いますが、学生時代から教育を受けていけば、少しずつ変わって行くのでは |
| 98 | 男が女のことを今までと同じに考えていると今までと同じ。女が男にいろいろなことをまかせられなければいけない。 |
| 99 | このアンケートがどのように男女共同参画社会に活かされるのかわからない。 |

第2次紫波町男女共同参画推進計画 目指す項目・目指そう値達成状況

| 基本方針 | 目指す項目 | 基準値 H29(2017) | 実績 R4(2022) | 目指そう値 R5(2023) | 達成 状況 |
|--|--|------------------|----------------|-------------------|----------|
| I 男女が お互いを尊 重する意識 の定着を図 ります | 女性の人権が尊重されていると思う人の割合 | 41.6% | 42.7% | 60.0% | |
| | 男女共同参画サポーター認定者数 | 46人 | 51人 | 52人 | |
| | 図書館における人権・男女共同参画に関する書籍数 | 79冊 | 203冊 | 100冊 | ○ |
| | 社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合 | 13.3% | 14.3% | 20.0% | |
| | 人権擁護委員による人権教室の実施回数 | 4回 | 2回 | 6回 | |
| | 小中学校における混合名簿の導入 | 1校 | 8校 | 3校 | ○ |
| | 「LGBT」について知っている人の割合 | 31.4% | 44.8% | 50.0% | |
| | 「男は仕事、女は家庭」という固定観念に同感しない人の割合 | 48.6% | 57.6% | 55.0% | ○ |
| II 男女が 共に支え合 い、心豊か で安全安心 な社会づくり を進めます | 父親が何らかのかたちで子育てに関わっている割合 | 98.6% | 98.9% | 99.0% | |
| | 高齢者の世話・在宅介護を共同で行っている家庭の割合 | 27.6% | 18.5% | 40.0% | |
| | ファミリー・サポート・センター事業の会員登録数 | — | 279人 | 400人 | |
| | 病児保育の登録者数 | 190人 | 330人 | 220人 | ○ |
| | 警察や配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者を保護することを知っている人の割合 | 46.1% | 47.1% | 70.0% | |
| | 特定健康診査受診率(紫波町国民健康保険加入者対象) | 56.7% | 50.8% | 60.0% | |
| | 早期に妊娠届出を行う人の割合(妊娠11週以内) | 93.0% | 94.9% | 95.0% | |
| | 乳がん検診受診率 | 32.0% | 28.4% | 50.0% | |
| 子宮頸がん検診受診率 | 31.6% | 27.5% | 50.0% | | |
| III 仕事と生 活の調和が とれた社会 を目指しま す | 職場において男女の待遇が平等と思う人の割合 | 45.0% | 42.0% | 48.0% | |
| | 女性が働きやすい社会だと思う人の割合 | 44.6% | 50.0% | 50.0% | ○ |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合 | 17.0% | 24.2% | 50.0% | |
| | 家族経営協定締結農家数 | 68件 | 71件 | 75件 | |
| | 農林業・商工業などに従事した家族に金銭的評価をすべきと思う割合 | 64.4% | 59.7% | 70.0% | |
| | 仕事以外に何か活動をしている人の割合 | 70.1% | 56.3% | 75.0% | |
| IV あらゆる 分野で男女 が参画する 機会を増や していきます | 法定審議会などの女性委員の割合 | 24.5% | 27.1% | 30.0% | |
| | 町職員の女性管理職員の割合(保育士含む) | 34.4% | 27.6% | 35.0% | |
| | 地区懇談会、意見交換会における女性の参加者の割合 | 30.2% | 29.9% | 40.0% | |
| | 農業委員の女性委員の登用数 | 1人 | 1人 | 3人 | |
| | 市民活動における女性リーダーの割合 | 41.0% | 43.7% | 50.0% | |
| | 防災会議における女性委員の数 | 6人 | 4人 | 7人 | |

計画策定の経過

| 期 日 | 内 容 |
|--------------|-----------------------------------|
| 令和4年7月12日 | 男女共同参画推進会議（意識調査票（案）の協議） |
| 8月8日 | 男女共同参画推進委員会（意識調査票（案）の協議） |
| 12月16日～1月13日 | 男女共同参画社会づくりのための意識調査 |
| 令和5年1月23日 | 男女共同参画推進委員会（意識調査進捗状況の説明） |
| 7月10日 | 男女共同参画推進会議（計画策定方針・骨子の協議） |
| 7月12日 | 男女共同参画意識調査結果公表（紫波ネット7月号） |
| 7月31日 | 男女共同参画推進委員会（計画策定方針・骨子の協議） |
| 11月6日 | 男女共同参画推進委員会（計画素案の協議） |
| 11月24日 | 意見交換会（2回実施） |
| 12月22日～1月11日 | 意見公募の実施 |
| 令和6年1月10日 | 議会全員協議会説明 |
| 1月26日 | 男女共同参画推進会議（計画原案の協議） |
| 2月6日 | 男女共同参画推進委員会（計画原案の協議） |
| 3月11日 | 議会定例会3月会議において「第3次紫波町男女共同参画推進計画」議決 |

第3次紫波町男女共同参画推進計画

発行 岩手県紫波町

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3番地1

TEL 019-672-2111 FAX 019-672-2311

ホームページ <http://www.town.shiwa.iwate.jp/>

